

岡山県における社会福祉法人による
地域公益的取組のあり方について

—岡山県地域公益活動推進センターの設立に向けて—

報告書

平成30年3月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
岡山県地域公益活動推進研究会

はじめに

岡山県地域公益活動推進研究会 報告書の発行に向けて

少子高齢化や地域のつながりの希薄化などが急速に進む現在、私たちの地域生活においては、ひきこもりなどの「社会的孤立問題」、虐待などの「権利侵害問題」、低所得者の増大などの「貧困問題」など、実に多様な課題・問題が起こり、その多くが「制度の狭間」の問題となっています。こうした地域生活課題を解決し、いきいきと暮らしを実現していくためには、地域におけるさまざまな福祉ニーズの充足活動に積極的に取り組んでいくことを本旨とする社会福祉法人への期待が大きくなってきています。

こうした状況を踏まえ、岡山県における社会福祉法人による地域公益的取組のあり方について考えていくことを目的に「岡山県地域公益活動推進研究会」が設置され、これまで11回にわたり協議・検討を行ってきました。その結果、多くの社会福祉法人や関係団体のみなさんの賛同により、オール岡山としての取組みを進めていく「岡山県地域公益活動推進センター」の設立が実現することとなりました。

本報告書は、こうした研究会の協議・検討のまとめとして、社会福祉法人が地域公益活動に果たす役割やその在り方について基本的な考えを示すとともに、「岡山県地域公益活動推進センター」の構成や活動内容について方向づけをしています。本報告書が、今後の岡山県下の社会福祉法人の地域公益活動が有益かつ効果的な活動となるために活用されていくことを願っています。

オール岡山の活動推進拠点となる「岡山県地域公益活動推進センター」設立により、社会福祉法人の地域公益活動への取組みは大きな一歩を踏み出すこととなります。この取組みに賛同いただきました多くの社会福祉法人や関係者のみなさんの積極的な姿勢に深く敬意を表すとともに、オール岡山としての社会福祉法人の取組みが、制度の狭間で苦しむ人々のいきいきとした生活を実現し、すべてのみなさんの笑顔を創りだしていくことを心から願い、本報告書を発行いたします。

平成30年3月

岡山県地域公益活動推進研究会

座 長 小 坂 田 稔

(美作大学 生活科学部 社会福祉学科 教授)

目 次

第1. 岡山県地域公益活動推進研究会の設置経緯と取組経過	1
第2. 本県における事業活動展開のコンセプト	3
第3. 現状とニーズ把握（調査結果概要）	4
第4. “オール岡山”による地域における公益的な取組のあり方	7
1. 「岡山県地域公益活動推進センター」の設置	7
2. 岡山県地域公益活動推進センターの取組内容について	8
(1) センター中期事業計画（構想）の策定	8
(2) 中期事業計画（構想）「基本計画」及び「実施計画（年次計画）」の概要	9
I. 県域のネットワークづくり	9
II. 制度の狭間の課題解決に向けた研究・開発	10
III. 市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援	14
IV. 制度の狭間の課題解決に向けた人材育成	16
V. 地域における公益的な取組の普及啓発・情報発信	17
VI. 事業を通じたソーシャルアクション	18
(3) この5年間で目指すべき達成目標と期待される効果等について	19
第5. 岡山県地域公益活動推進センターの運営について	21
1. センター組織・推進体制の整備に向けた考え方（前提事項）	21
2. センターの推進体制	21
3. 会員構成の基本的な考え方	23
4. センターの事務局体制	24
第6. 岡山県地域公益活動推進センターの財源整備について	26
1. 中期事業計画（構想）と事業費シミュレーション	26
2. 財源整備の基本的な考え方	28
3. 活動財源の造成（会費設定）の考え方	29
4. センター立ち上げに係る準備費用（運転資金）について	34
5. 各種別協議会・社協等における地域公益活動推進に向けた説明経過	34
第7. 平成29年度における本研究会の事業推進について	38
第8. 岡山県地域公益活動推進センターの設立に向けて	44

第9.「岡山県地域公益活動推進センター」の設立に関する よくあるご質問（FAQ）	45
---	----

参 考	53
-----	----

岡山県地域公益活動推進研究会 設置要綱 …55

岡山県地域公益活動推進研究会 委員名簿 …57

岡山県地域公益活動推進研究会 開催経過 …62

岡山県地域公益活動推進センター設立趣意書 …65

岡山県地域公益活動推進センター設置規約＜案＞ …67

第 1. 岡山県地域公益活動推進研究会の設置経緯と取組経過

社会環境の変化による福祉ニーズの多様化、複雑化に伴い、既存の制度では十分に対応できない方（生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者など）に対する支援の必要性が高まっています。

地域における福祉ニーズに対しては、様々な事業主体の創意工夫により対応していくことが必要となりますが、社会福祉法人には、「社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していく」という本旨に従い、他の事業主体では対応困難な福祉ニーズに対応していくことが求められています。

このような現状を受け、平成 28 年 3 月 31 日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、「社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は定額の料金により福祉サービスを提供すること」（地域における公益的な取組の実施）が社会福祉法人の責務として位置付けられました。

既に全国的に様々な取組が進められる中、県内の各社会福祉法人において具体的な取組に向けた対応が課題となっています。

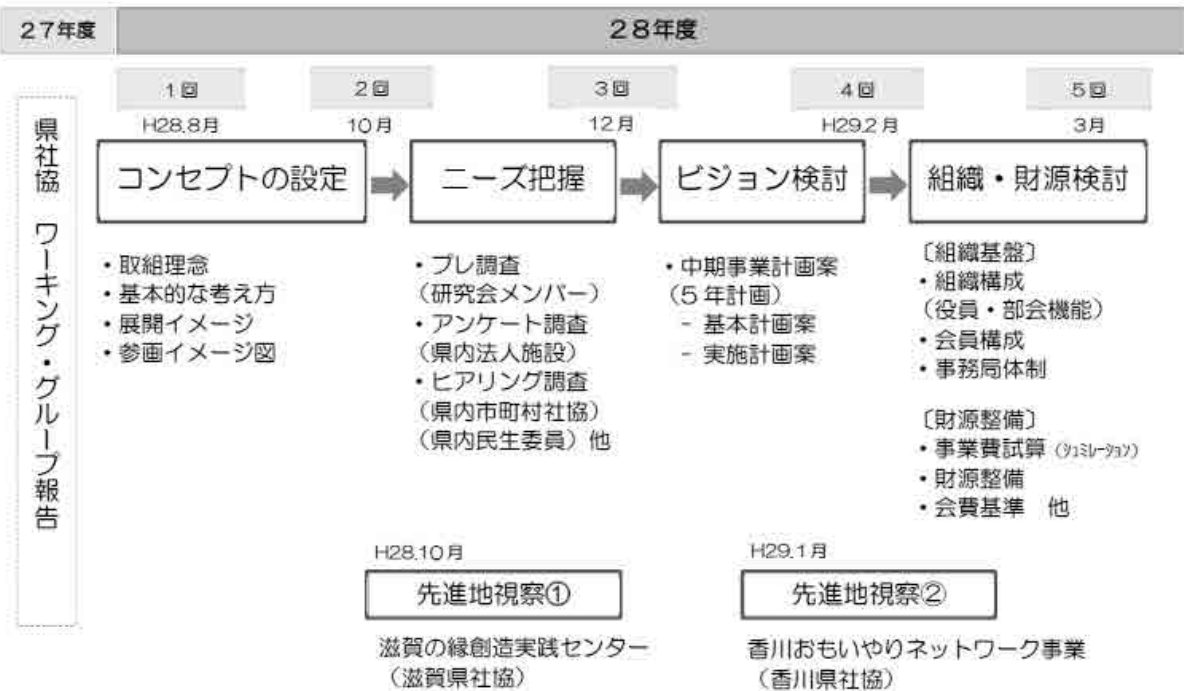
こうした中、本会では平成 27 年度より社会福祉法改正の内容把握と本会における対応の検討を行うべく、「社会福祉法人制度改革への対応のあり方ワーキング・グループ」を発足し、全国で実施される先行事例・事業の情報収集を行い、さらに県内の社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、社会福祉法人（福祉施設）等の取組等の現状・実情を勘案した上で、今後の地域公益活動推進における事業方針を策定しました。

そして、平成 28 年度より、岡山県社会福祉法人経営者協議会との連携のもと、岡山県における社会福祉法人による地域公益活動のあり方について研究討議を行うため、「岡山県地域公益活動推進研究会」を立ち上げ、今後の県域全体での取組展開を図っていくための推進組織「岡山県地域公益活動推進センター（以下、「センター」という。）」の発足に向けた検討を行いました。

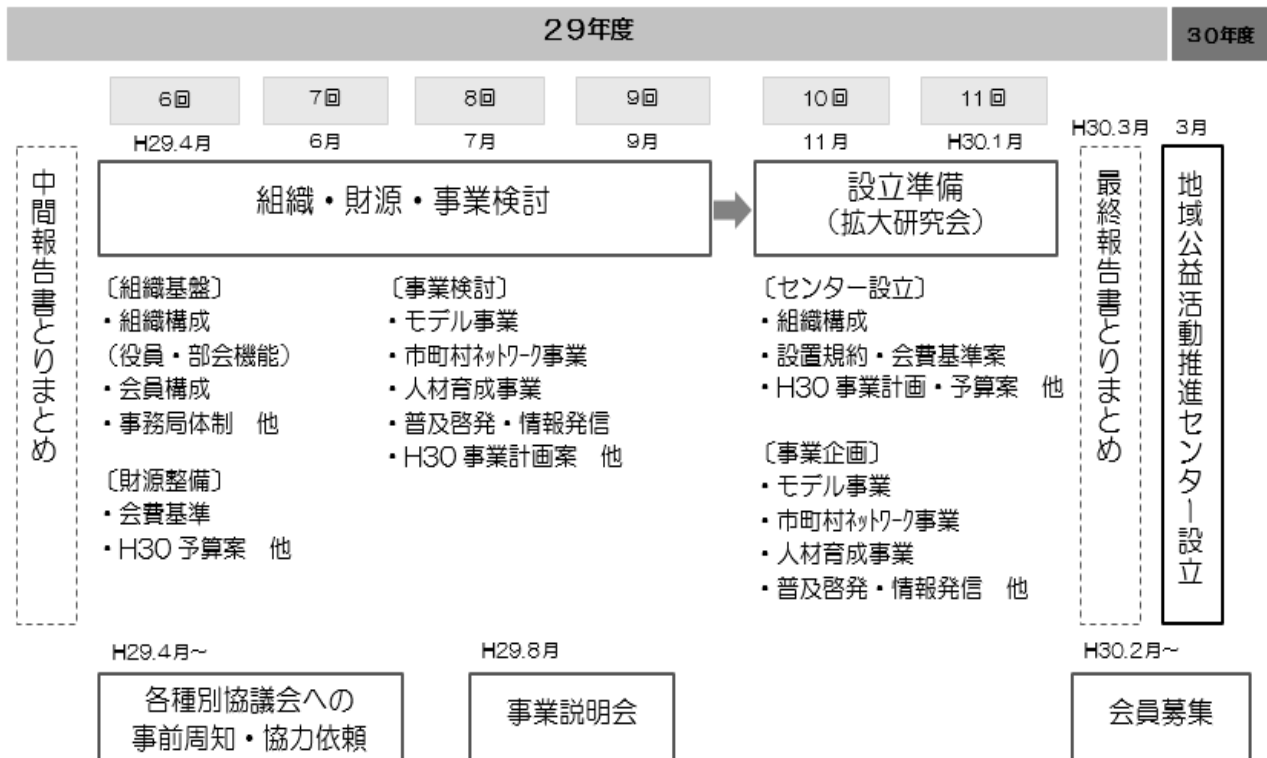
研究会では、岡山県における地域公益活動の基本理念や、活動の展開に向けた基本的な考え方等のコンセプトを設定した後、県内法人の現状とニーズ把握のためのアンケート調査を実施しました。この調査結果に基づき、センターの中期事業計画（構想）を策定し、組織基盤や財源整備について検討を行ったほか、各種事業の企画検討を行いました。

また、平成 29 年 8 月には、各社会福祉施設種別協議会（以下、「種別協議会」という。）役員や市町村社協、岡山県行政、岡山県民生委員児童委員協議会、岡山県共同募金会を対象に事業説明会を開催し、センターの設立に向けた共通認識を図るとともに、従来の研究会を拡大し、上記関係団体にも参画いただいたうえで、規約や会費基準の整備等について協議を行い、設立準備を進めました。

平成 28 年度 検討経緯／岡山県地域公益活動推進研究会



平成 29 年度 検討経緯／岡山県地域公益活動推進研究会



第2. 本県における事業活動展開のコンセプト

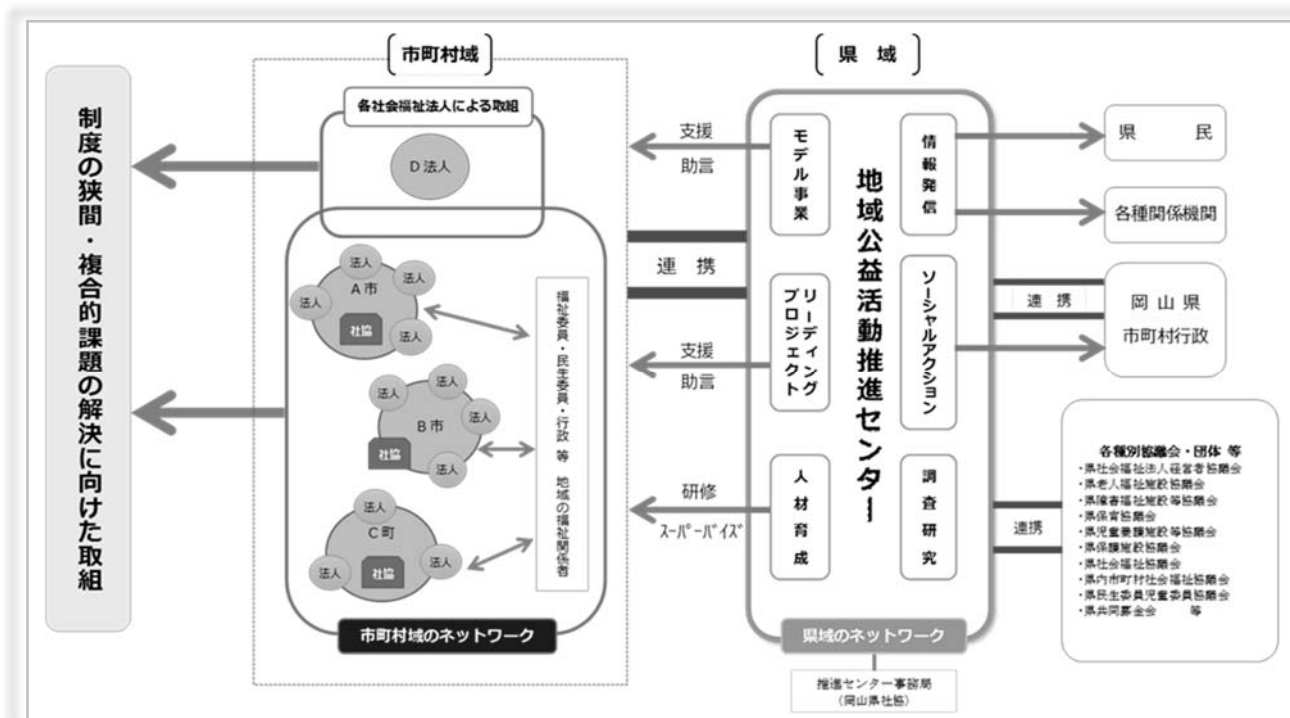
【岡山県における地域公益活動の基本理念】

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人は分野や立場を超えてつながり、あらゆるニーズに耳を傾け、オール岡山で制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を行います。

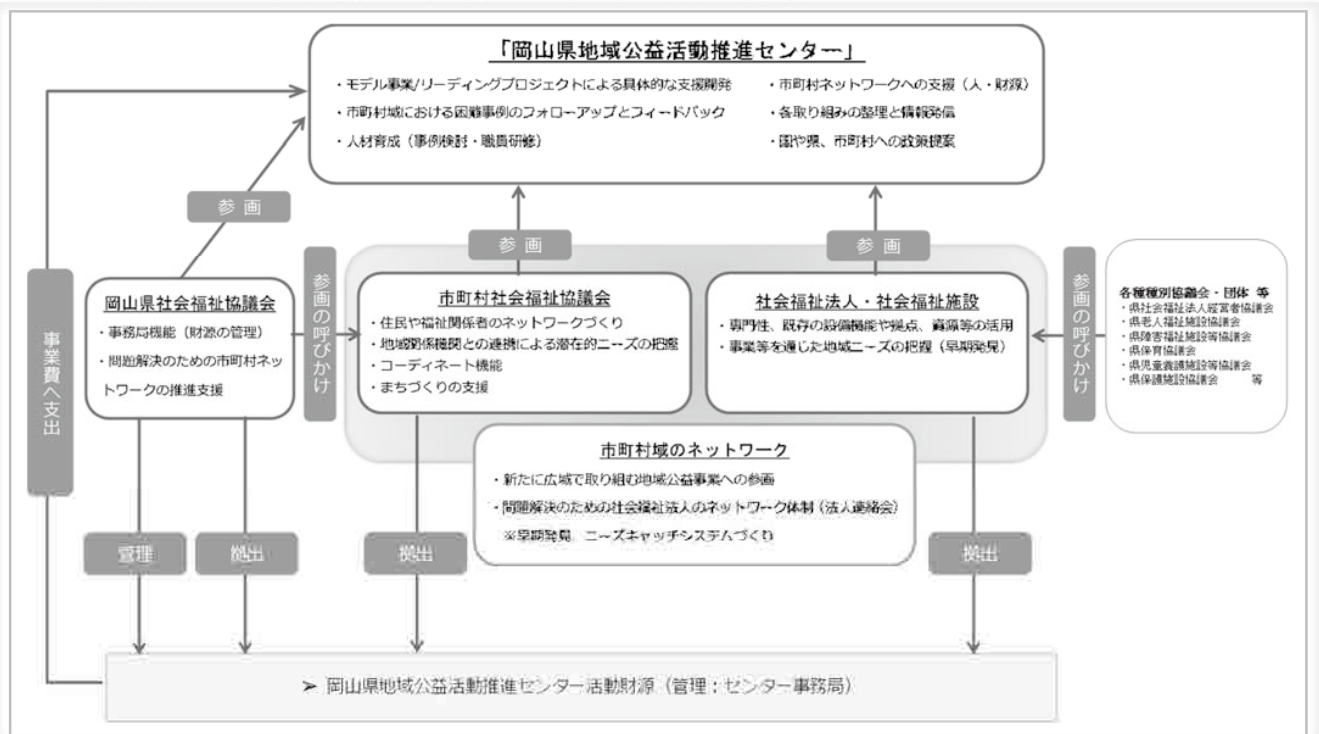
【岡山県における地域公益活動の展開に向けた基本的な考え方】

- ① 社会福祉法人が主体的に取り組んでいく。
- ② 県域ネットワークを構築し、県域ニーズへの対応や各市町村における地域公益活動推進のための基盤整備（支援）を行う。
- ③ 地域ニーズに柔軟に対応できる事業を展開していくため、全ての市町村域における社会福祉法人のネットワーク構築を目指す。
- ④ 県域ネットワークによる県域ニーズへの対応と、市町村域ネットワークによる地域ニーズへの対応を並行して進めていく。
- ⑤ ニーズを的確にキャッチする仕組みを整備し、新たなサービスや社会資源の開発・政策提言等（ソーシャルアクション）を行う。
- ⑥ 社会福祉法人のネットワークを中心に、行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働をはかる。
- ⑦ 県域ならびに各市町村において地域公益活動に取り組む人材を育成する。
- ⑧ 地域公益活動の情報発信（見える化）を行う。

【事業展開イメージ】（考案：岡山県地域公益活動推進研究会）



【参画イメージ】（考案：岡山県地域公益活動推進研究会）



第3. 現状とニーズ把握（調査結果概要）

県内における制度の狭間の問題や各社会福祉法人における具体的な取組事例や準備状況及び取組課題、さらに社協に期待すること等を調査・集約・整理し、本研究会における検討の基礎資料とすることを目的に、県内の社会福祉法人を対象に、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

- ①調査対象 県内の社会福祉法人 社会福祉施設、事業所：490 箇所
(岡山県社協の会員となっている社会福祉法人 社会福祉施設・事業所を選定)
- ②調査期間 平成 28 年 12 月 27 日～平成 29 年 1 月 31 日
- ③回収状況 回収数 240 件（回収率 48.98%）
- ④調査内容 各法人・事業所の所在地域における生活課題や支援を必要とする方の状況、各法人・事業所が地域における公益的な取組を行うにあたっての課題等、計 11 項目について調査を行いました。

(参考)『「地域における公益的な取組」に関するアンケート調査』の設問内容

- Q 1. 基本情報（法人名・施設名、事業種別・分野等）
- Q 2. 貴施設・事業所では、『地域における公益的な取組』をしていますか？
- Q 3. (Q 2) の設問で、①又は②を選択した貴施設・事業所で最も力を入れている取組は？
- Q 4. (Q 3) へのご記入内容について、調査報告等で使用してもよいか？
- Q 5. 貴法人・事業所所在の地域には、どのような生活課題がありますか？
- Q 6. 貴法人・事業所の地域で、課題を抱えている人・世帯の問題を感じたことはありますか？
- Q 7. 地域における課題や支援を必要とする方に対して、できることは？
- Q 8. 『地域における公益的な取組』について今後、取り組みたいもの（関心のある取組）は？
- Q 9. 『地域における公益的な取組』を行うにあたっての課題は？
- Q 10. 『地域における公益的な取組』を行うにあたり、知りたい情報は？
- Q 11. 『地域における公益的な取組』を行うにあたり、県社協や市町村社協の役割、期待は？

(2) 調査結果からの考察

調査結果をまとめるにあたり、岡山県地域公益活動推進研究会 座長（美作大学生生活科学部 社会福祉学科 教授）小坂田 稔 氏により次のように考察いただきました。

➤「地域における公益的な取組」状況について

「地域における公益的な取組」については、「している」「（該当するか不明だが）している」「検討している」を合わせると、回答した施設・事業所の 66.8% が、この取組について前向きな姿勢を持っています。その内、高齢者関係が 77.7%と最も高く、障害者関係 60.3%、児童関係 56.0%となっており、分野により取組への関心度や実施状況に差が見られる状況です。

➤ 実施可能な対応について

「地域における公益的な取組」を実施する事（施設機能の地域化）の意義としては、法人で働く福祉・医療・栄養などの様々な職種の専門力や設備等を地域課題の解決に活用できることであり、これは大きな支援力です。今回の調査結果では、「各専門職の知識と技術の提供」が最も多く、次いで「場所の提供」となっており、「公益的な取組」が各法人に求めていることと一致したものとなっています。しかし、「人材の提供（担当職員の配置・派遣・労力提供）」については少なく、この取組に向けて担当職員を配置し、主体的・積極的に実施するまでとはなっていません。

➤ 今後取り組みたい活動について

今後取り組みたい活動では、全体としては「総合相談」が最も多く、多様化・重複化している地域ニーズを把握して行くために重要な活動となることが期待できます。一方で、それぞれの分野（高齢者・障害者・児童）の枠組みの中での取組にとどまったになっており、**分野を超えた取組（高齢者施設が児童支援に取り組むなど）への考えはまだ少なく、これからの課題**と言えます。

➤ 現在実施している「地域における公益的な取組」について

現在、すでに多くの法人・事業所が「地域における公益的な取組」を実施しており、その活動内容も様々なものがあることが分かります。しかし、これらの取組には「地域における公益的な取組」には該当しない活動も見られます。このことは、実施にあたって知りたい情報として「取組の種類及び内容」等、公益的な取組についての様々な事項が挙げられていることから**内容についての理解は不十分な状況**と言えます。このため、「地域における公益的な取組」についての情報提供と、**社会福祉法第24条2項が規定している以下の要件についての認識の共有化**が必要です。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること
- ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

➤ 社会福祉協議会の役割について

社会福祉協議会に期待する役割としては、「地域ニーズの調査」が最も多いです。「地域における公益的な取組」は、制度の狭間のニーズ・問題解決への開拓的実践であることから、それぞれの地域の潜在的福祉ニーズを把握し、これを踏まえた活動であることが求められます。このために、**地域福祉推進の中核団体である社会福祉協議会が、地域ニーズを把握・分析していくことが必要**であり、今後、アウトリーチを中心としたニーズ把握活動に積極的に取り組んでいくことが求められます。また、**市町村での地域ネットワークを作り、取組みを進めていく上でのまとめ役・コーディネート役としての期待も大きく、地域公益活動推進の中心的な役割を各市町村社会福祉協議会が持てるかどうか**が大きな課題と言えます。

➤ 総括・まとめ

今回の調査結果から、多くの社会福祉法人が「地域における公益的な取組」に取り組む姿勢があることが分かりました。しかし、まだ具体的な内容については情報の不足等により不十分な理解・認識にとどまっています。そのために、研修の場や情報提供、さらには環境（人材や財源等）整備の体制づくりが喫緊の課題です。

第4. “オール岡山” による地域における公益的な取組のあり方

1. 「岡山県地域公益活動推進センター」の設置

岡山県における地域公益活動の基本理念に基づき、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を、県下の社会福祉法人がくまなく実践していくための推進母体として、「岡山県地域公益活動推進センター」の設置を目指します。

このセンターは、県内の各種別協議会（※下記参照）や社協等を構成団体（実施主体）とし、社会福祉法人（福祉施設）や社協が分野や立場を超えてつながり、「オール岡山」で地域公益活動を展開していくことを目的とした県域の推進組織であり、各社会福祉法人並びに各市町村域による主体的な取組や、その創意・発意の輪を広げていくために必要な事業を企画・実施していきます。

※ 主な構成団体として

- ・ 岡山県社会福祉法人経営者協議会
- ・ 岡山県老人福祉施設協議会
- ・ 岡山県障害福祉施設等協議会
- ・ 岡山県保育協議会
- ・ 岡山県児童養護施設等協議会
- ・ 岡山県保護施設協議会
- ・ 岡山県社会福祉協議会
- ・ 岡山県内市町村社会福祉協議会
- ・ 岡山県民生委員児童委員協議会
- ・ 岡山県共同募金会
- ・
- ・
- ・

オール岡山で

制度の狭間の課題の解決
へ向けて取り組むために

地域公益活動推進センター

分野・立場を超えた つながり

社会福祉法人 社会福祉施設
社会福祉協議会
その他関係団体

2. 岡山県地域公益活動推進センターの取組内容について

(1) センター中期事業計画(構想)の策定

当面の取組期間を平成30年から34年までの5か年とし、センターが5年間で目指す達成目標を明確にしたうえで、単年度ごとの年次計画を策定し、取組の目標・進捗管理を行いながら計画的な取組展開を図っていきます。

①計画の実施期間

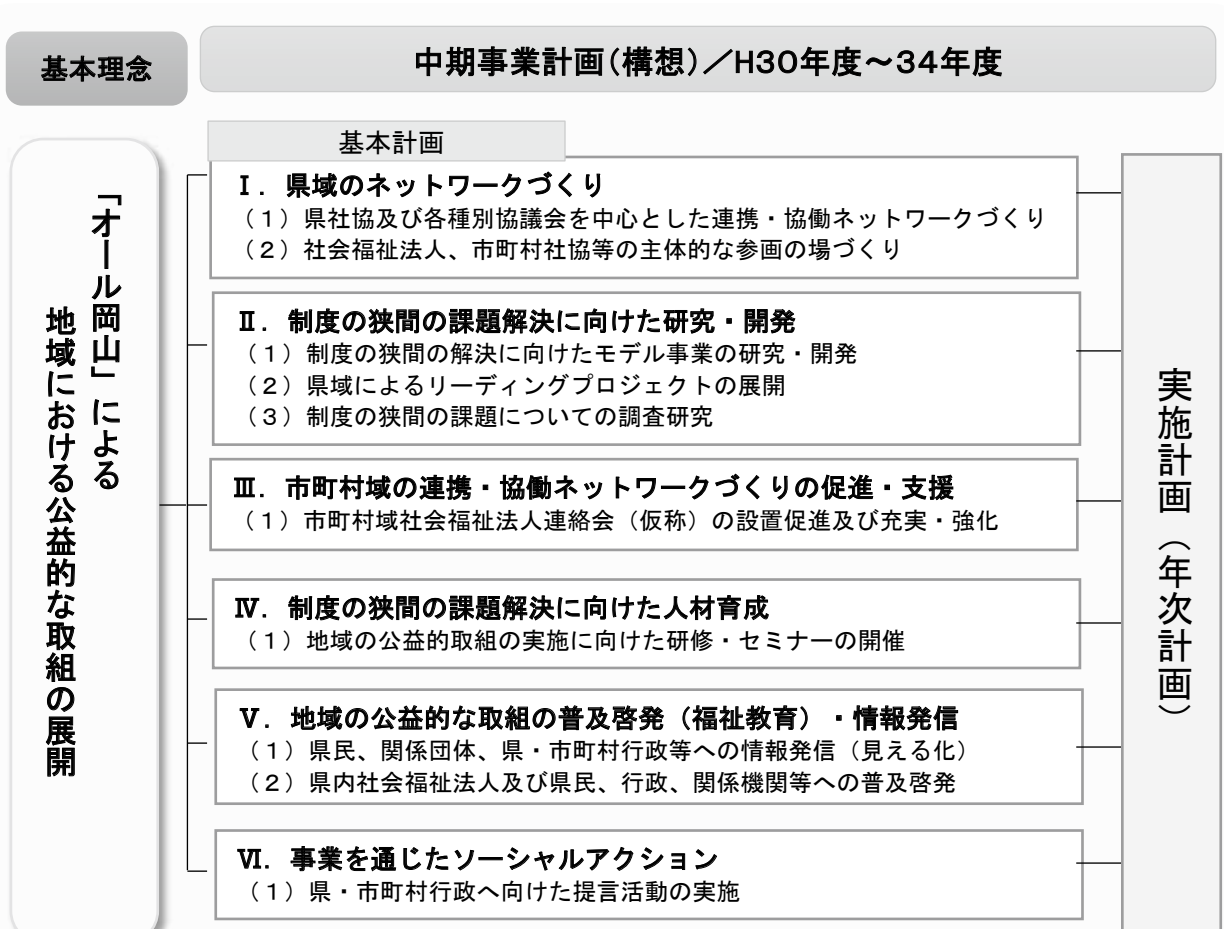
平成30年度～34年度(5年間)

②計画の進捗管理・評価

各事展開においては、5年間で目指す「達成目標」を明確にします。計画的に事業展開となるよう、年次計画を策定し、単年度ごとの進捗管理・目標管理を行います。なお、平成35年度以降の計画については、進捗状況・成果を評価する中で検討します。

③中期事業計画(構想)の内容

▼ 地域公益活動推進センター中期事業計画(構想)の構成



（２）中期事業計画（構想）「基本計画」及び「実施計画（年次計画）」の概要

Ⅰ．県域のネットワークづくり

「オール岡山」での事業展開に向けて、県社協及び各種別協議会を中心とした連携・協働のネットワーク組織を構築します。県内すべての社会福祉法人（福祉施設）、市町村社協に「基礎団体会員」として加入していただくことを目指し、立場や分野を超えた県域のネットワークを構築することで、取組気運を高めていきます。

また、県内の社会福祉法人（福祉施設）や社協だけでなく、行政や各種支援団体・ＮＰＯ等との連携・協働についても促進していきます。

（ア）県社協及び各種別協議会を中心とした連携・協働ネットワークづくり

センターの組織運営及び事業推進を図るため、センター運営委員会、地域公益推進会議（課題別部会）を以下の通り設置・開催します。

①センター運営委員会の開催

センター運営委員会は、県内の各種別協議会及び県・市町村社協の代表者、学識経験者等で構成し、設置規約の制定及び改廃、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算報告を協議・審議するために開催します。

承認された事業計画及び収支予算にもとづく業務執行状況についても、随時センター事務局からの報告をもとに協議・審議を行います。

（イ）社会福祉法人（福祉施設）、市町村社協等の主体的な参画の場づくり

各モデル事業やリーディングプロジェクトの課題別部会を設置し、社会福祉法人（福祉施設）と市町村社協の主体的な参画や、各市町村における現場レベルの連携・協働を支援します。

①地域公益推進会議（課題別部会）の開催

地域公益推進会議は、センター運営委員会で承認された者で構成し、各種事業の企画立案をはじめ、事業全般における全体調整・実施総括を行うために開催します。なお、取組展開においては、必要に応じて課題別部会を設置・開催します。

②支援ネットワークづくり

ネットワーク組織の構築にあたっては、県内の社会福祉法人（福祉施設）や社協だけでなく、行政や各種支援団体・ＮＰＯ等との連携・協働についても促進し、あらゆる側面から制度の狭間の課題解決に対応できる県域の推進ネットワークづくりを目指します。

▼目指すべき取組目標（評価指標）について

「オール岡山」での気運づくりの目安として、平成31年度末迄のセンター加入率の目標を次の通り掲げ、積極的な加入促進を行います。

○各種別協議会の構成会員のセンター加入率 70%

○県内市町村社協のセンター加入率 100%

Ⅱ. 制度の狭間の課題解決に向けた研究・開発

（制度の狭間の課題解決プロジェクト）

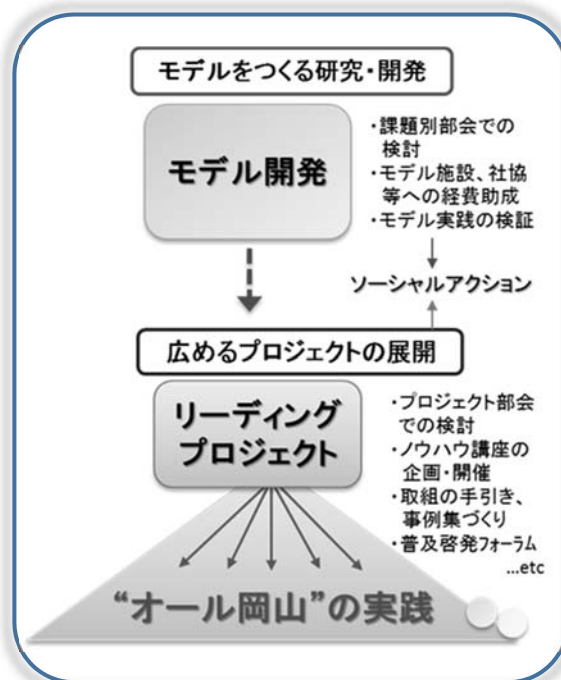
生活困窮者支援や子どもの貧困、社会的孤立、移動支援等、既存の制度だけでは十分な対応が難しい地域の生活課題に対する現場の創意工夫ある取組や先駆的な実践を応援するため、社会福祉法人としての取組や関わり方について、モデルの研究・開発や先駆的实践のノウハウ・スキル等の情報提供、普及展開を図ります。

（ア）モデル事業の研究・開発

制度の狭間のニーズに取り組む意向のある会員又は市町村域社会福祉法人連絡会を募って研究・開発助成を行い、取組モデルを創ります。モデル事業の成果は会員へのフィードバックや提言活動（ソーシャルアクション）につなげます。

- ①各種モデル事業の企画検討・募集・実施（助成）
- ②「モデル事業」に関する展開ノウハウ講座の開催

『制度の狭間の課題解決プロジェクト』イメージ図



▼『地域における公益的な取組に関する調査』(H28.12)から見てきた「モデル事業」の候補

【例示】モデル事業の研究・開発 メニュー項目 (検討中)

- 移動支援（買い物支援）のあり方モデルの開発
⇒ 社会福祉法人と地縁組織（地区社協等）との連携による移動支援のモデルの検討
- 社会福祉法人による生活困窮者への相談支援体制の開発
⇒ 施設等へ相談員配置しての生活困窮者支援の仕組みの検討
- 就労準備支援（場の開拓）のあり方モデルの開発
⇒ 社会福祉法人によるひきこもりの人や若年性認知症者等の就労体験等の受入れの仕組みの検討
- 中間的就労による受け皿のあり方モデルの開発
⇒ 社会福祉法人での生活困窮者等の受入れの仕組みの検討
- 住まいの確保の支援（一時宿泊施設、入居支援）のあり方モデルの開発
⇒ 災害時や緊急時における一時的な住居提供の仕組みの検討

【先進事例】住まいの確保の支援（一時宿泊施設）

福祉施設での一時生活場所の確保

【対象及び内容】
派遣契約の解除による社宅の退去や、賃貸住宅契約の退去事項に抵触し、退去になった方等へ、次の居住先の確定までの間、施設の訓練棟を一時生活場所として提供する。

【実施場所】
吉備路学園（生活訓練棟）
※ただし、実習等で利用中は受入中止

【受け入れ期間】
原則2週間

【費用】
基本料金：1日あたり1,000円（世帯）
食料代：朝食：275円/1食・昼食及び夕食：650円/1食
※持込可 寝具クリーニング代：1,447円（ベッドを使用しない場合は不要）



（引用：総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会
取組説明資料より）

現場からの
施設の空間を活かして
～次へつながる住まいサポート～

社会福祉法人 吉備路の会
（障害者支援施設 吉備路学園）



（岡山県社協 機関紙記事より）

（イ）県域における普及啓発プロジェクト（リーディングプロジェクト）の展開

活動事例の情報収集・選定や「モデル事業」で開発された取組実践をもとに、県内共通の地域生活課題の解決に向けて、“オール岡山”により取組の裾野を広げるための普及啓発プロジェクトを展開します。

- ① 各種リーディング事業の企画検討・参画依頼・取組展開
- ② 「リーディングプロジェクト」の展開支援講座や普及セミナーの開催

【県域全体への普及展開プロジェクトのイメージ】

A. 緊急一時支援プロジェクト

【先行事例】

- ・ふくしネットそうじゃ(くらし応援事業)
- ・順正DFKクラブ(フードバンク事業)
- ・県内生活困窮者支援事業実施社協 等

社会福祉法人(施設)が、提供可能な資源(食料・日用品等)の提供やフードドライブの実施協力を行い、市町村社協等のコーディネートにより、生活困窮世帯等の緊急一時支援につなげる。

【展開例】





B. 居場所づくりプロジェクト(地域拠点)

【先行事例】

- ・津山市城東地区(じ・ば・子のおうち)等

社会福祉法人(施設)の提供可能な場所や人材等を活用し、身近な地域における共生型の居場所づくりを行う。機能としては「多様な住民ニーズ・課題の解決」・「連携による包括的な支援」・「コミュニティによる支えあい」等が考えられる。

【展開例】




C. 地域食堂(子ども食堂)プロジェクト

【先行事例】

- ・(社福)クムレ(子ども食堂及び放課後支援)
- ・笠岡市社協、瀬戸内市社協、矢掛町社協 等

社会福祉法人(施設)が提供可能な場所・食品・人材等を活用し、地域ぐるみで子どもの見守り・育ちを支える居場所づくりを行う。また、子どもの背景にある家庭の困りごと等、市町村社協のコーディネートや、社会福祉法人・地域のネットワークにより支援につなげる。

【展開例】





▼『地域における公益的な取組に関する調査』(H28.12)から見てきた「リーディングプロジェクト」の候補

【例示】リーディングプロジェクトによる普及促進 メニュー項目 (検討中)

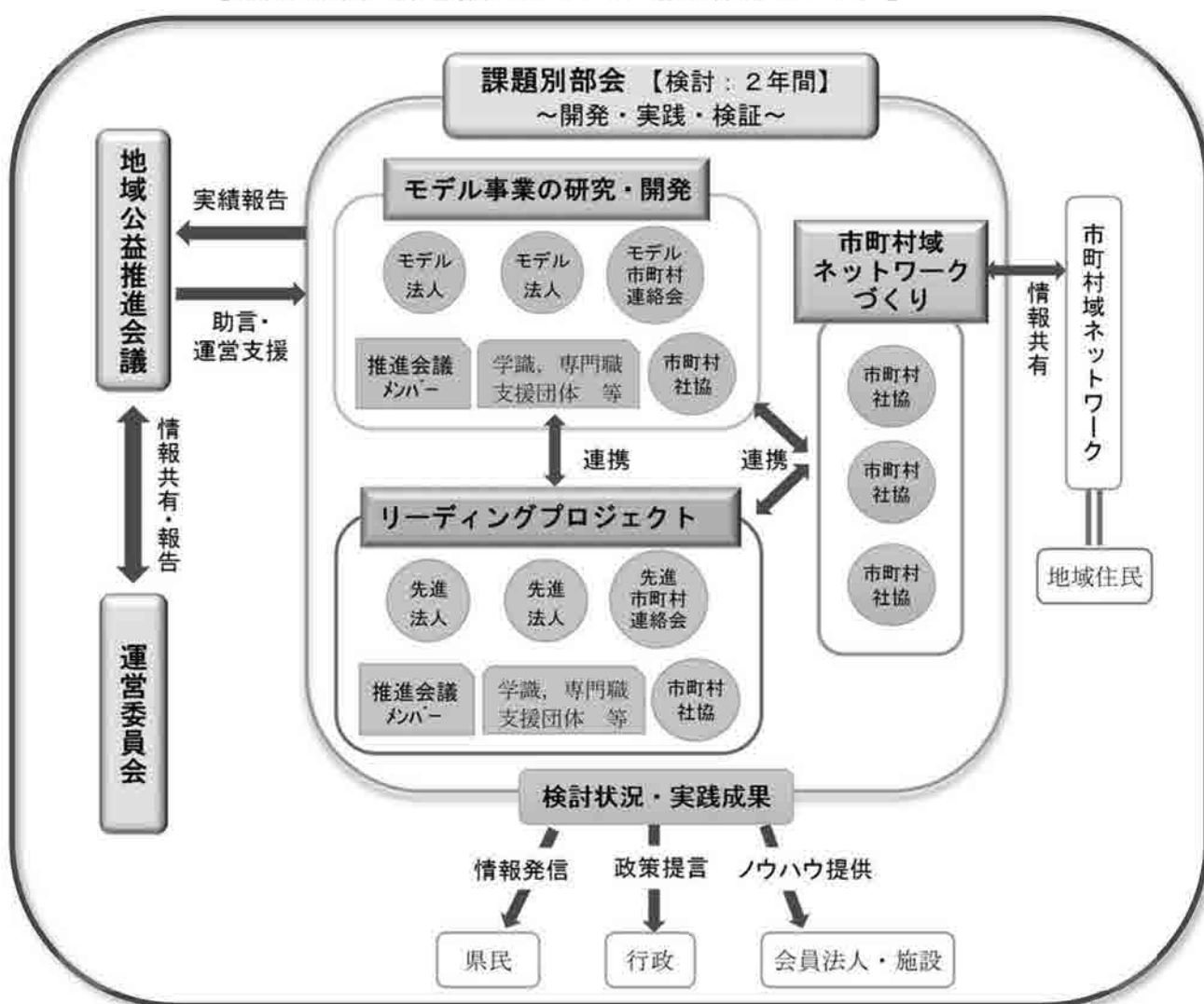
- 居場所づくりプロジェクト(子ども、高齢者、親子(育児)、多世代、障がい児)
 - ⇒ 社会福祉法人と地域等との連携による従来サポートされにくかった人への地域での居場所づくりを広めていく取組の企画・実施
- 地域食堂(子ども食堂)プロジェクト
 - ⇒ 子どもの貧困や孤食の防止、学習支援等、広い視野から対象を限定しない子どもの育ちの支援の場を広めていく取組の企画・実施
- 認知症カフェ プロジェクト
 - ⇒ 認知症の理解を含めて、地域に根づいた認知症カフェを広めていく取組の企画・実施
- 緊急一時支援(フードバンク、生活用品等)プロジェクト
 - ⇒ 地縁組織や社協、フードバンク岡山等と連携したフードドライブや生活用品等のストックヤードの仕組みを広めていく取組の企画・実施
- 就労準備支援プロジェクト
 - ⇒ 就労体験や就労準備支援について施設での受入れを広めていく取組の企画・実施

(ウ) 制度の狭間の課題についての調査研究・ニーズ把握

県内における制度の狭間のニーズに関する調査活動や解決困難なニーズ(ケース)の収集・事例検討等の研究分析を行います。また、市町村域の社会福祉法人のネットワーク組織との連携を密にし、市町村域における制度の狭間の課題についてのニーズ把握を行います。

- ①県内の地域公益的取組の現状把握の定点調査の実施
- ②各モデル事業のニーズに関する県内実態調査の検討
- ③制度の狭間のニーズに関する研修・事例研究会の企画
- ④その他調査の実施(必要に応じて)

【制度の狭間の課題解決プロジェクト 推進体制イメージ図】



▼目指すべき取組目標（評価指標）について

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、制度だけでは解決できない課題解決のためのモデル事業企画と実施を、この5年間で5事業以上を目標に取り組み、地域の生活課題に対する現場の創意工夫のある取組や先駆的な実践を応援します。

Ⅲ. 市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援

各市町村域において、社会福祉法人（福祉施設）と市町村社協等が、それぞれの強みを生かした効果・効率的な取組展開が図られるよう、連携・協働のネットワークの組織化を促進します。設立後においては、各市町村域のネットワークとの情報共有・連携を十分に図るなかで、取組の充実・強化に向けた助言、情報提供、経費助成等の支援を行ないます。

（ア）市町村域社会福祉法人連絡会（仮称）の設置促進および充実強化

①市町村域ネットワークづくり助成事業の実施

各市町村域のネットワーク（準備会含む）を対象に立ち上げ時及び運営にかかる経費助成並びに技術的支援を行います。

②アウトリーチ（個別訪問）支援の実施

市町村社協（プラットフォーム）の訪問ヒアリングを行い、未設置市町村域の立上げ準備に向けた助言・支援やネットワーク運営における事務局支援を行ないます。また、市町村域ネットワーク会議等へ個別訪問し、ノウハウ提供、助言、情報収集を行います。

③市町村ネットワーク取組状況調査の実施

各市町村域の社会福祉法人ネットワークの組織化や取組状況の把握を行い、推進課題の解決に向けた解決策検討や先進モデルのノウハウ収集を行います。

④市町村社協に対する会議・説明会等の開催

市町村域ネットワークの意義、事務局（プラットフォーム）の役割やあり方に関する説明、協議を行います。また、市町村域のネットワーク同士の情報交換や相互の取組支援のため市町村ネットワーク部会を開催し、必要に応じた広域的な事業（学習会等）実施を支援します。

- ・市町村社協会長、常務理事、事務局長会議の開催
- ・市町村ネットワーク部会の開催

(イ) 県内の市町村域におけるネットワーク化の状況（H30.3 現在）

県内27市町村において、5市で社会福祉法人等によるネットワーク組織が設置されているほか、4市2町で設置検討会や情報交換会が開催されています。

【県内市町村域でのネットワーク組織設置状況】

- 津山市 : 津山市社会福祉施設連絡会
- 井原市 : 井原おもいやりネットワーク
- 総社市 : 総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会
(愛称) ふくしネットそうじゃ
- 高梁市 : 高梁市社会福祉法人連絡会
- 美作市 : 美作市内社会福祉法人等連絡協議会
(愛称) 美作お助け隊

市町村域の
ネットづくり

市町村域のネットワークづくりの先行実践

▼総社市社会福祉法人社会貢献活動 推進協議会 “ふくしネットそうじゃ”

平成29年7月1日

社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 設立総会の開催

【協議事項】

①会則の制定

②役員を選任

③平成29年度 事業計画

④平成29年度 収入支出予算

愛称

「ふくしネットそうじゃ」

社会福祉法人が果たすべき役割と、
連携し、取り組むべき課題・課題を再確認し、
今後の方向性が定まりました。



▼美作市内の社会福祉法人等 連絡協議会 “美作お助け隊”

美作お助け隊

美作市内の社会福祉法人等連絡協議会 設立総会



平成29年6月1日 市内の社会福祉法人等12法人14事業者が参加し、
「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会」を設立

▼目指すべき取組目標（評価指標）について

社会福祉法人のネットワーク組織が、平成31年度末迄に県内15市町村域で設置されることを目標に掲げ、各市町村域における効果的・効率的な取組展開に向けた社会福祉法人の連携・協働のネットワークづくりを促進・支援します。

Ⅳ. 制度の狭間の課題解決に向けた人材育成

県内の社会福祉法人（福祉施設）や市町村社協等が「地域における公益的な取組」を推進していけるよう、制度理解や制度の狭間の問題解決に向けた各種研修・講座等を開催し、地域の様々なニーズに応じた取組ノウハウ・スキルを持ち、個別支援や地域支援を担える人材を育成します。

（ア）地域における公益的取組の実施に向けた研修の企画・開催

①コミュニティソーシャルワーク研修の開催

多様な専門職や地域との連携・協働や資源開発に向けて、コミュニティソーシャルワークの基本的視点や手法の習得とともに、対応困難な事例検討を行います。

②地域福祉実践研修の開催

地域生活課題への具体的な解決に向けて、コミュニティワーク（地域づくり）に必要な考え方や戦略・手法の習得を目指します。

③コミュニティワーカースキルアップ研修の開催

制度や立場に捉われず、自分ごととして地域生活課題に向き合い、具体的な資源開発に取り組める地域福祉の担い手を発掘、育成します。

④地域における公益的な取組の実践発表会の開催

先進的な取組の実践発表をとおして、地域における公益的な取組の基本的な理解とノウハウ・スキルの習得を支援します。

⑤市町村ネットワークづくり実践報告会の開催

市町村域ネットワークの実践報告を通じて、ネットワーク同士の連携や課題解決策の共有による、取組の充実・強化を図ります。

⑥地域における公益的な取組の理解促進フォーラムの開催

社会福祉法人（福祉施設）、市町村社協の役職員に対して、センターの取組や地域公益活動の理解促進を図るとともに、県民、民生委員、ボランティア・NPO等幅広い関係者に向けた普及啓発を行います。

⑦モデル開発からのノウハウ提供講座（仮称）の開催

「モデル事業」において研究・開発された取組実践（㉔10P参照）の成果を活用し、これから取組みを始めようとする法人を対象に、具体的な取組ノウハウを提供します。

⑧「リーディングプロジェクト」に関する展開支援講座（仮称）等の開催

県内に共通する重点地域生活課題の解決に向けた活動（「リーディングプロジェクト」㉔11P参照）をオール岡山で展開するために、活動ノウハウの提供や普及啓発に向けたセミナーを開催します。

▼目指すべき取組目標（評価指標）について

5年間通じて、制度の狭間の課題解決に取り組むことができる人材育成、地域公益活動の推進に向けて、各種講座・研修等を企画、開催します。

V. 地域における公益的な取組の普及啓発・情報発信

県内の社会福祉法人（福祉施設）や市町村社協等「地域における公益的な取組」に向けた制度理解や意識喚起を図るとともに、県民、関係機関・団体、県・市町村行政等に対して積極的な情報発信（見える化）を行います。

（ア）県民、関係団体、県・市町村行政等への情報発信（見える化）

①センターホームページ開設・運営

本センター全般（趣旨・組織構成・事業内容他）の情報発信ホームページを開設・運営します。

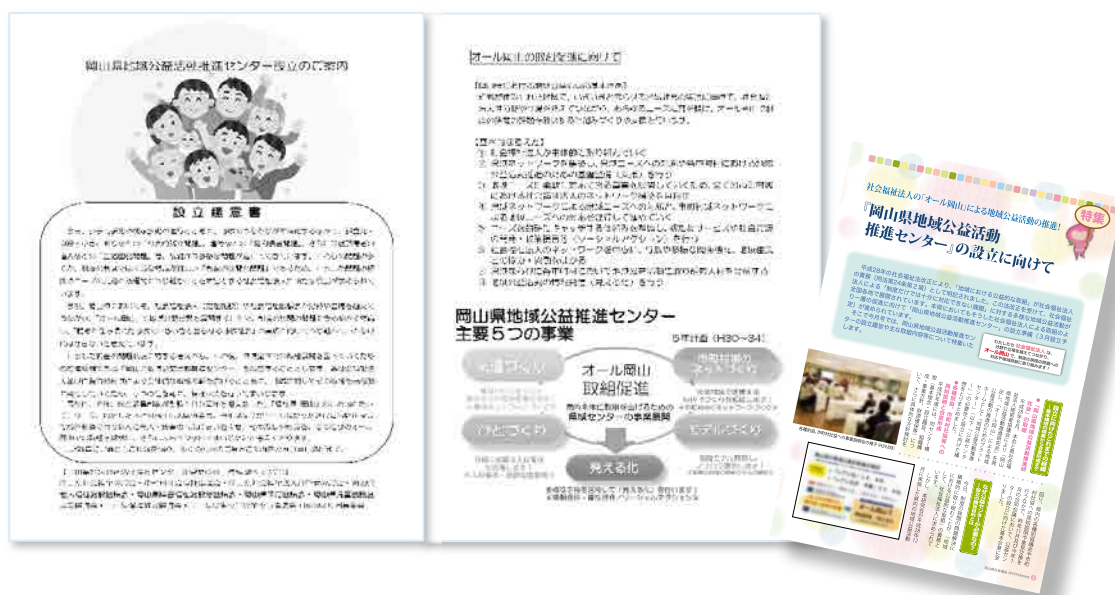


②センターニュースレターの定期配信

毎月（年12回）、センター事業の報告や案内を会員及び関係機関・団体へ定期的にメール配信します。

③普及啓発・PRのためのパンフレット・事例集・報告書等の作成

啓発パンフレット、事例集、活動報告書等を作成し、積極的な広報・PR活動を行います。



④愛称等の考案等による広報活動

広く県民、関係者への公募により、愛称の決定等を行い、運動展開を図ります。

(イ) 県内社会福祉法人及び県民、行政、関係機関等への普及啓発

①地域における公益的な取組の理解促進フォーラム

県民、民生委員、福祉委員、ボランティア・NPO等幅広い関係者に向けた啓発フォーラムを開催します。

②地域における公益的な取組の実践発表会

会員法人の取組の成果報告、実践ノウハウの相互共有の場として開催します。

③種別協議会、市町村社協との連携による普及啓発

各種別協議会や市町村社協が行う会議・研修等での取組の普及啓発を働きかけます。

▼目指すべき取組目標（評価指標）について

県内全体の社会福祉法人が、地域社会へ貢献している姿（気運、具体的な取組）を、多様な手段により、県民、各種関係機関・団体等に向けて、下記の目標を掲げ、PR（見える化）していきます。

○具体的な取組の見える化⇒15市町村域ネットワークの社協広報

○調査活動による見える化⇒

「地域公益活動をしている」回答70%（H31調査）

○民生委員児童委員等への取組の知名度調査（仮称）の実施

VI. 事業を通じたソーシャルアクション

「調査研究・ニーズ把握」や「モデル事業」によって開発された取組について、施策化が必要なことについては、県・市町村行政への提言活動（ソーシャルアクション）を行い、行政とのパートナーシップによる社会福祉制度の充実、発展に取り組めます。

(ア) 県・市町村行政へ向けた提言活動の実施

①県社協、各種別協議会等との連携による県行政等との意見交換会等の開催

本センター事業全般の成果をもとに必要な事業の施策化に向けた意見交換会を開催します。具体的には、例えば「子どもの貧困防止」や生活困窮者等への「居住支援」の問題など、制度だけでは十分に対応できない課題につ

いて、県行政の各主管課や関係機関・団体等との連携を図り、新たな施策メニューの提案や実際の制度・施策の有効活用につなげていきます。

▼目指すべき取組目標（評価指標）について

「モデル事業開発」や「リーディングプロジェクト」等の事業展開のなかで、県行政（各主管課）との連携・情報共有を図り、この５年間で１０事業程度の施策化（ソーシャルアクション）や実際の施策活用を図ります。

（３）この５年間で目指すべき達成目標と期待される効果等について

ア．５年間で目指す達成目標（評価指標）

「オール岡山」での取組促進に際し、センターとして、先述の「中期事業計画（構想）」の推進（H30 年度～34 年度）について、次のとおり具体的な達成目標を設定し、計画的な事業展開を図ります。

▼各主要事業における達成目標（H30 年度～34 年度）

主要事業名	達成目標（評価指標）	備考（時期等）
I．県域ネットワークづくり	①各種別協議会の構成員の７割加入 ②県内27市町村社協の全加入	H31 年度迄
II．制度の狭間の課題解決取組モデルの開発	5つ以上のモデル事業の開発及びノウハウ提供・普及展開	5年間で
III．市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援	15市町村域でのネットワーク設置	H31 年度迄
IV．制度の狭間の課題解決に向けた人材育成	地域公益活動の推進に向けた各種講座・研修等の実施	5年間で
V．情報発信・普及啓発 VI．ソーシャルアクション	①気運づくりの見える化 → 県センター加入 70% ②15市町村域のネットワークの見える化 ③「地域公益活動調査」による見える化 → 「している」回答 70% ④民生委員児童委員等への取組の知名度調査（仮称）の実施 ※検討中 ⑤ソーシャルアクションと施策活用（10事業程度）	H31 末時点 H31 年度迄 H31 調査実施 県民児協との連携 5年間で

イ．期待される効果・成果について

また、「オール岡山」での事業展開を図るにあたり、センターとしては、次のとおりの「期待される効果・成果」を見込みます。

▼この5年間（H30 年度～34 年度）の事業展開で期待される効果・成果

- 県域センターへの加入を通じて、県内の社会福祉法人全体（オール岡山）の合意形成が図られ、取組へ向けた気運が高まっていきます。
- 市町村域では、市町村社協をプラットフォームとした社会福祉法人ネットワークによる具体的な取組が、県内全域で展開され、地域住民・関係者等への認識も深まります。
- 制度理解や取組モデルに関する講座・研修、情報提供により、社会福祉法人全体の認識の共有化がなされるとともに、必要なノウハウ・スキルを持った職員育成が図られます。
- 社会福祉法人全体（オール岡山）としての取組姿勢が評価されるとともに、地域社会においては、社会福祉法人の本旨にもとづく制度の狭間への取組が地域住民・関係者等に伝わり、改めてその存在意義が高まっていきます。

ウ. センター加入における「会員メリット」の整理（（補足））

「オール岡山」による取組促進に向けて、センターへの会員加入を図る上で、参画する社会福祉法人（福祉施設、社協等）のメリットを次のとおりに整理して、周知広報していくことにします。

▼センター加入の会員メリットの内容

主要事業名 (キーワード)	会員メリットの内容／周知広報
I. 県域ネットワークづくり (気運づくり)	県内全体(オール岡山)の社会福祉法人の取組姿勢が評価されます。
II. 制度の狭間の課題解決 取組モデルの開発 (モデルづくり)	各種の制度の狭間に関する先進モデル(取組プロセス・ノウハウ)についての情報提供が受けられます。
II. 市町村域の連携・協働 ネットワークづくり (市町村ネットづくり)	各施設・事業所、社協等による協働実施体制ができることで、より少ない負担で、お互いの強みを生かした取組がしやすくなります。また、ネットワークの立ち上げや取組の強化・充実に向けた支援が受けられます。
IV. 制度の狭間の課題解決 に向けた人材育成 (人づくり)	制度理解や各種の制度の狭間をテーマとした講座・研修等の受講について会員特典が受けられます。
V. 情報発信・普及啓発 VI. ソーシャルアクション (見える化)	県域センターからの多様な手段を通じた情報発信により、県民及び各種関係機関・団体等へのPR(見える化)が行えます。

第5. 岡山県地域公益活動推進センターの運営について

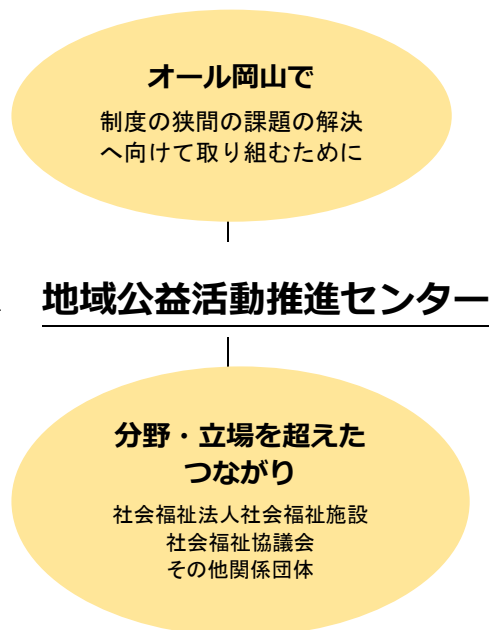
1. センター組織・推進体制の整備に向けた考え方（前提事項）

（1）県域の推進組織（外部組織）の設立

県内の各種別協議会及び県・市町村社協を主要な構成員とした県域の推進組織（外部組織）を「岡山県地域公益活動推進センター」として、新たに設立することとします。

（※主な構成団体）

- ・岡山県社会福祉法人経営者協議会
- ・岡山県老人福祉施設協議会
- ・岡山県障害福祉施設等協議会
- ・岡山県保育協議会
- ・岡山県児童養護施設等協議会
- ・岡山県保護施設協議会
- ・岡山県社会福祉協議会
- ・市町村社会福祉協議会
- ・岡山県民生委員児童委員協議会
- ・岡山県共同募金会



（2）効率的な運営体制の確立

当面、5年有期の事業展開を目途としていることから、組織における意思決定機能や業務執行機能については、できるだけシンプル化を図り、迅速かつ効率的な事業推進が行える運営体制の確立を図ります。

ただし、事業・財務管理の透明性を図る観点から、各構成団体（センター会員）へのセンター事業の進捗状況や実施報告、予算・決算等の収支報告等については、十分な説明責任が果たせるだけの情報共有機能・仕組みを整備することとします。

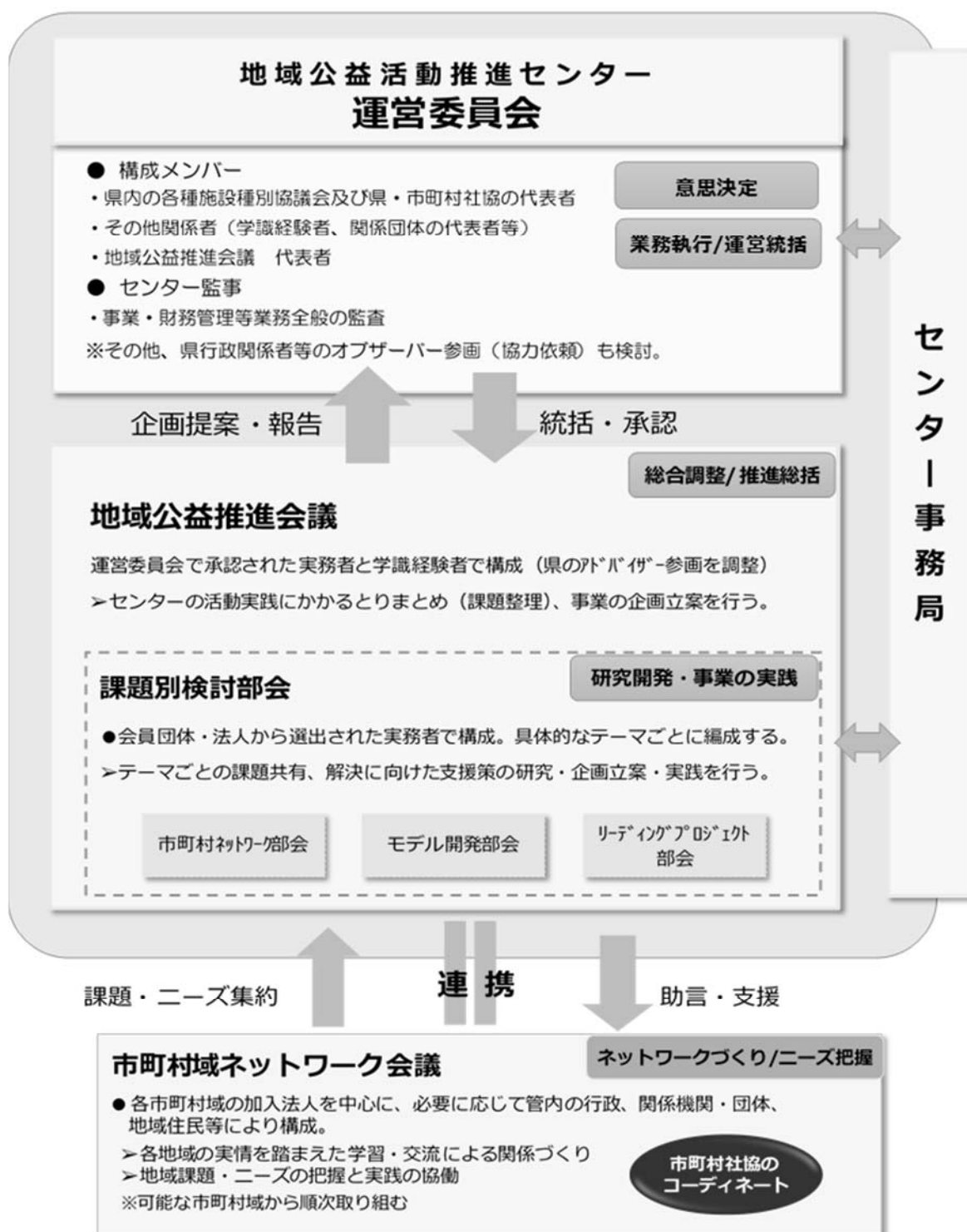
2. センターの推進体制

（1）「センター運営委員会」機能について

センターの組織構成については、意思決定機関として、県内の各種別協議会及び県・市町村社協の代表者を中心とした「センター運営委員会」を設置し、センター事務局との有機的な連携により業務執行・運営統括機能の確立を図ることとします。センター運営委員会については、オール岡山による取組推進が図れるよう、社会福祉法人（福祉施設）、市町村社協及び各種関係機関・団体関係者による種別分野横断による組織構成を目指します。

また、財務・業務の監査機能としては、「センター運営委員会 監事」を置くことにより、センター事業・財務管理等、業務全般の透明性が確保される機能・仕組みを整備することとします。

▼ センター推進体制 イメージ図（例示）



(2) 事業推進機能について

また、具体的な事業推進機能として、「地域公益活動推進会議」を設置し、県内の様々な制度の狭間の問題に対して、社会福祉法人（福祉施設）、市町村社協及び各種の関係機関・団体等が、分野種別を越えた連携・協働のもとで、解決活動に取り組める推進体制の確立を図ります。より具体的な協議が必要な場合には、「課題別検討部会」を設置しての取組展開を図ります。

【センターの推進体制における各機能】

- **センター運営委員会**：意思決定機能、業務執行・運営統括機能
 - ・ 理念・方針や組織運営のあり方等、センター運営の重要事項における意思決定機能
 - ・ センター全体の業務執行、運営統括機能
 - ・ 業務執行に関する幹事機能
- **地域公益活動推進会議**：具体的な事業推進機能

【組織構成・体制確立に向けた考え方】

- 社会福祉法人（福祉施設）、市町村社協、各種関係機関・団体等による種別分野横断による組織構成、連携・協働体制を目指す。

3. 会員構成の基本的な考え方

センターの会員構成については、オール岡山による取組展開と制度の狭間の問題解決に向けた県域ネットワークづくり、普及啓発の観点から以下のとおりとします。

①基礎団体会員

オール岡山で「地域における公益的な取組」を進めていく観点から、県内各社会福祉施設種別協議会の会員及び県・市町村社会福祉協議会を基礎に構成します。

②協力会員

直接センターの運営・執行には関与しないが、センターの趣旨に賛同し、賛助的な支援をいただける関係団体・個人等を対象とします。

▼【参考】センターの組織構成・会員構成のイメージ



4. センターの事務局体制

(1) 事務局の設置

センター事務局は、県内の各種別協議会、市町村社協、県民児協、ボランティア・NP0等幅広い関係機関・団体と連携し、県域における地域福祉を総合的に推進する岡山県社協に置くこととします。

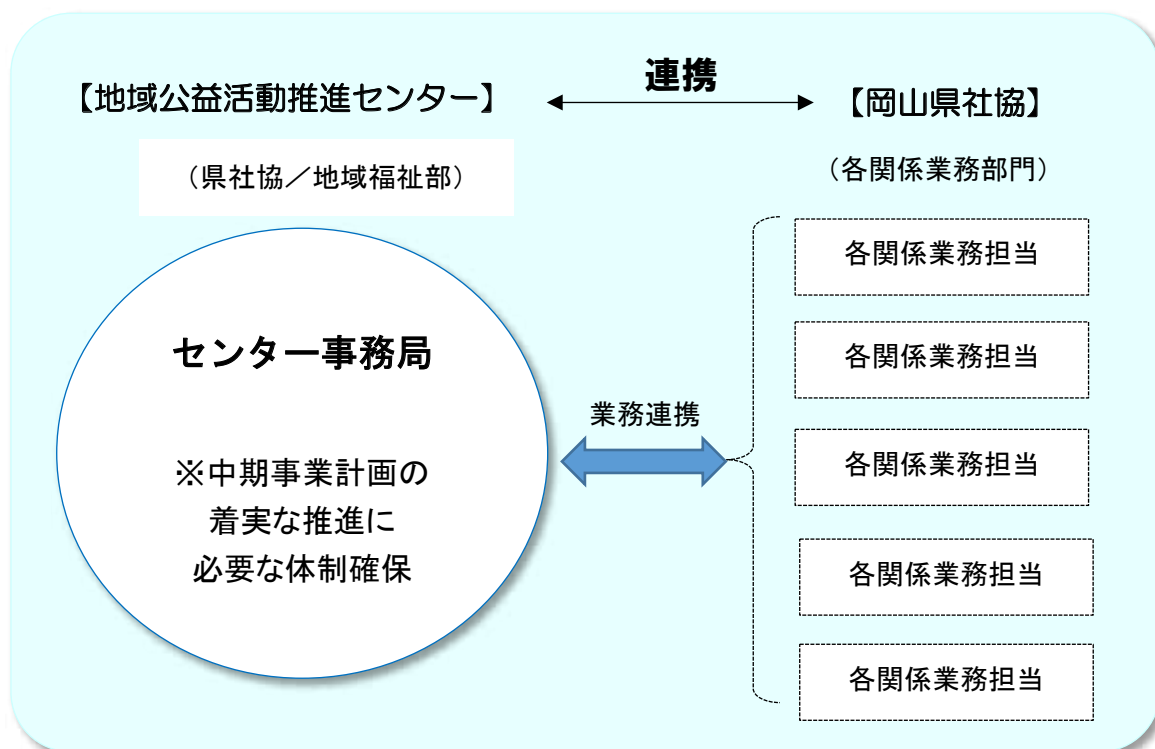
(2) 事務局体制の整備に向けた基本事項

- ①センター事業を安定かつ適正に行うための必要な人員体制の整備を図ります。
- ②センターと事務局を設置する岡山県社協との間で事業の透明性の確保や効率的な体制整備のあり方の検討を行うこととします。
- ③県内の地域公益活動の効率的な推進に向けて、センター事務局は、岡山県社協の各関係業務部門・担当との連携・協働を図ることにします。

(3) 事務局の職員体制

センター事務局の職員体制は、岡山県社協において「地域公益活動推進センター中期事業計画（構想）」を精査し、適正な部署配置や連携体制のあり方を検討した上で、着実な事業実施に向けた人員体制を確保することにします。

▼ センターの事務局体制と県社協との連携イメージ（例示）



第6. 岡山県地域公益活動推進センターの財源整備について

1. 中期事業計画（構想）と事業費シミュレーション

（1）中期事業計画（構想）における実施計画（案）について

財源基盤の整備に向けては、まず基本計画をもとに、実施計画（年次計画）案を策定しました。

▼「地域公益活動推進センター中期事業計画（構想）／実施計画一覧表」

■地域公益活動推進センター 中期計画（H30～34） 実施計画（年次計画） ※※イメージモデル※※

I 県域のネットワークづくり				年度計画		実施分担 (経費負担)		
		頻度	H30	H31	H32		H33	H34
(1) 県社協及び各種協議会を中心とした連携・協働ネットワークづくり	事業内容	事業計画・予算・実績報告・決算等の承認、進捗状況の情報共有	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	・事業方針、事業計画・予算の審議・執行、基金管理 ・地域公益推進会議の総括、中期計画の目標管理・進捗管理	理事会／年2回 正副会／年2回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
(2) 社会福祉法人、市町村社協等の主体的な参画の場づくり	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
II 制度の抜頭の課題解決に向けた研究・開発				年度計画		実施分担 (経費負担)		
		頻度	H30	H31	H32		H33	H34
(1) モデル事業の研究・開発 ※具体的な事業名は(例)	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
(2) 県域によるリーディングプロジェクトの展開 ※具体的な事業名は(例)	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
(3) 制度の抜頭の課題についての調査研究・ニーズ把握	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
III 市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援				年度計画		実施分担 (経費負担)		
		頻度	H30	H31	H32		H33	H34
(1) 市町村域社会福祉法人連絡会(仮称)の設置促進	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
(2) 未設置市町村域への立ち上げ促進	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
IV 制度の抜頭の課題解決に向けた人材育成				年度計画		実施分担 (経費負担)		
		頻度	H30	H31	H32		H33	H34
(1) 地域の公益的取組の実施に向けた研修・セミナーの開催	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
(2) 地域公益活動の普及・啓発(福祉教育)・情報発信	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
V 地域公益活動の普及・啓発(福祉教育)・情報発信				年度計画		実施分担 (経費負担)		
		頻度	H30	H31	H32		H33	H34
(1) 県民、関係団体、県・市町村行政等への情報発信(見える化)	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
(2) 県内社会福祉法人及び県民、行政、関係機関等への普及・啓発	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
VI 事業を通じたソーシャルアクション				年度計画		実施分担 (経費負担)		
		頻度	H30	H31	H32		H33	H34
(1) 県・市町村行政へ向けた提言活動の実施	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→
	事業内容	頻度	年1回	実施	→	→	→	→

（2）実施計画（5年間）における総事業費と各年次事業費の試算

上記「中期事業計画（構想）」の実施計画（年次計画）案に基づき、各計画年次に必要となる事業費を算出するとともに、センターの事務局経費を含めた5年間の総事業費について試算しました。具体的には、以下の試算表のとおりです。

▼実施計画（５年間）における総事業費と各年次の事業費シミュレーション （単位：千円）

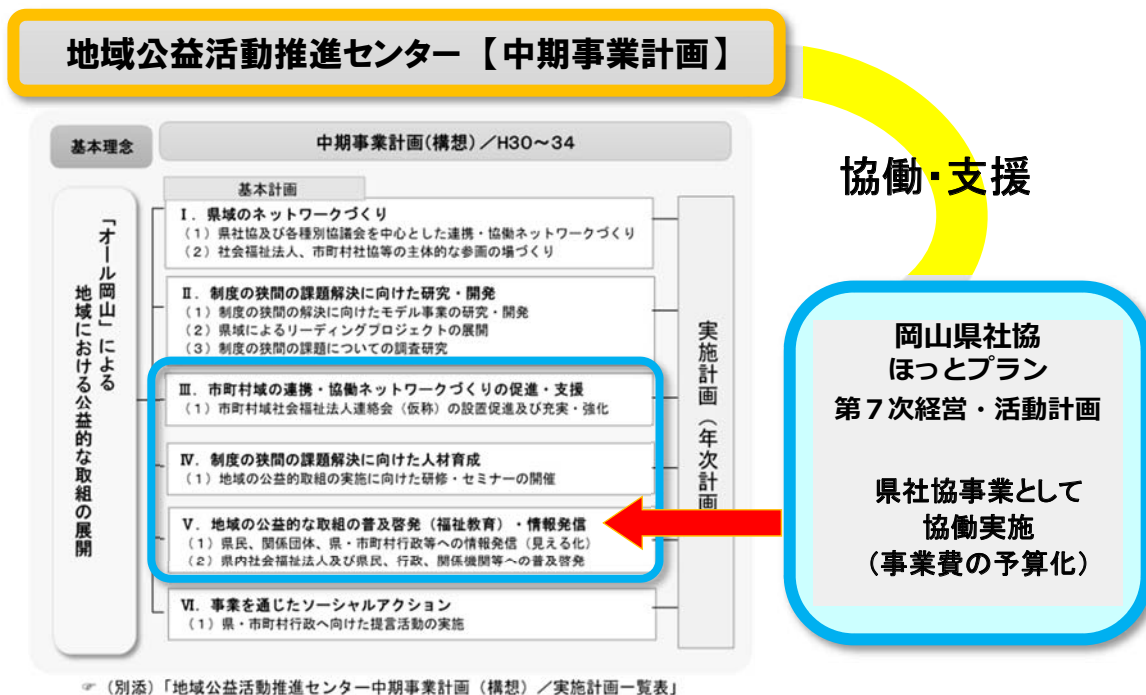
事業項目 \ 年次	H30 (1年次)	H31 (2年次)	H32 (3年次)	H33 (4年次)	H34 (5年次)	計
I. 県域のネットワークづくり	970	1,090	1,180	1,180	1,180	5,600
II. 制度の狭間の課題解決に向けた研究・開発	2,280	4,550	5,550	5,670	2,370	20,420
III. 市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援	1,000	1,000	1,000	600	600	4,200
IV. 制度の狭間の課題解決に向けた人材育成	480	990	930	690	690	3,780
V 地域の公益的な取組の普及啓発（福祉教育）・情報発信	3,375	2,640	2,460	1,840	1,840	12,155
VI. 事業を通じたソーシャルアクション	0	20	20	20	20	80
【小計①】事業費（内訳）	8,105	10,290	11,140	10,000	6,700	46,235
公益センター事業分 ※会費による負担分	3,640	5,900	7,590	7,290	3,990	28,410
県社協ほっとプラン事業分 ※県社協の実費負担分（調整中）	4,465	4,390	3,550	2,710	2,710	17,825
【小計②】事務費（事務局人件費） ※会費による負担分	6,621	6,621	6,621	6,621	6,621	33,105
総事業費 合計（小計①+②）	14,726	16,911	17,761	16,621	13,321	79,340

（３）中期事業計画（構想）と岡山県社協「ほっとプラン」事業費の関係性

中期事業計画（構想）には、６つの事業骨子（上記Ⅰ．～Ⅵ．）が設定されていますが、効果・効率的な事業推進の観点から、「Ⅲ．市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援」、「Ⅳ．制度の狭間の課題解決に向けた人材育成」、「Ⅴ．地域の公益的な取組の普及啓発（福祉教育）・情報発信」の事業実施は、岡山県社協との連携・協働により行うものとし、その事業財源の一部を岡山県社協の事業費として予算化する方向で、調整を図っていきます。

岡山県社協では、現在、第７次経営・活動計画（ほっとプラン／Ｈ３０年度～３４年度）の策定検討に入っており、県内の地域における公益的な取組を支援していく必要性のもとで、センターの中期事業計画（構想）との有機的な事業連携が図られるよう調整を行っていきます。

▼中期事業計画（構想）と県社協「ほっとプラン」事業との関係性



2. 財源整備の基本的な考え方

（1）「岡山県地域公益活動推進センター活動財源」の整備・確保

センター中期事業計画（構想）の着実な事業展開を図るためには、安定した財源基盤の確保が必要不可欠となります。ついては、「岡山県地域公益活動推進センター活動財源」（以下「活動財源」という。）として、先述した第6の1「事業費シミュレーション」で示した試算額を目標額として定め、安定かつ計画的な確保・運営を図ります。

（2）活動財源の構成

活動財源の構成は、先述の第5の3「会員構成の基本的な考え方」で示した県内の各種別協議会の会員並びに県・市町村社協をはじめとするセンター基礎団体会員及び協力会員からの会費、その他寄付金等をもって充てることになります。

（（参考））第5の3「センターの会員構成の基本的な考え方」

- ① 基礎団体会員
- ② 協会員

（３）活動財源の運営管理

活動財源はセンター運営委員会のもと、センター事務局において適正な会計管理を行います。また、センター監事の監査のもとで適正に運用することとします。

（４）活動財源の目標額の設定及び使用用途

- ①活動財源の目標額は、先述した第６の１「事業費シミュレーション」で示した金額を当面の目標として設定することとします。
- ②活動財源の使用用途は、センター中期事業計画（構想）にもとづく各事業経費及び事務費（第５の４「センターの事務局体制」に掲げた事務局経費含む）に用いることとします。

３．活動財源の造成（会費設定）の考え方

（１）活動財源の造成における前提（オール岡山による会費負担）

県内の社会福祉法人がオール岡山で取組展開を図っていく観点から、センターの活動財源の造成については、県内全域の社会福祉法人（福祉施設）及び県・市町村社協からのセンター会員会費により確保を図ります。

県内の社会福祉法人が一丸となって、センターの「理念」や取組における「基本的な考え方」にもとづく運動展開を行っていく、その推進母体となるセンターの財源整備については、できるだけ少ない負担で、できるだけ多くの社会福祉法人（福祉施設）及び市町村社協等からの理解と参画のもとで、積み上げていくことを前提とします。

▼（参考）本県での「地域における公益的な取組」の展開に向けた基本理念

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人は分野や立場を超えてつながり、あらゆるニーズに耳を傾け、オール岡山で制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を行います。

（２）センター会費の区分・種類

会費の区分・種類については、先述の第５の３「会員構成の基本的な考え方」で示した会員区分にもとづき次のとおりで設定します。

▼ センター会費の区分・種類（案）

会員区分	会費の種類	想定
基礎団体会員	県内の社会福祉施設種別協議会の会員及び県・市町村社会福祉協議会における会費	*県社会福祉協議会 *県内市町村社会福祉協議会 *県社会福祉法人経営者協議会 *県老人福祉施設協議会 *県障害福祉施設等協議会 （県知的障害者福祉協会、県精神障害者社会福祉事業者協議会を含む） *県保育協議会 *県児童養護施設等協議会 *県保護施設協議会
協力会員	・入会による賛助的な支援をいただける関係者・団体等の会費 ・県内の上記種別協（基礎団体会員）に加入していない社会福祉施設等の会費 ※運営・執行には関与しない	

（３）センター会費額の算定の考え方

ア 会費額の算定の前提事項

- ①第６の１（２）「中期事業計画（構想）における事業費シミュレーション」の各年次の試算額の確保を目標として、上記の会員区分ごとの会費額を算定することとします。
- ②先行県の県域センターの会費基準・設定額及び加入率を検証し、できるだけ少ない負担で、より多くの会員参画がいただけるような会費額の設定を目指します。
- ③県内の社会福祉法人が一丸となり、オール岡山での取組展開としていく観点から「基礎団体会員」（各種別協議会会員等）からの会費を主要構成とした会費額の算定を行うこととします。
- ④「基礎団体会員」（各種別協議会会員等）の会費額の設定は、広く県内全域に所在する社会福祉法人（福祉施設）の参画を図る観点から、法人単位ではなく、社会福祉施設単位を基本に算定することとします。
- ⑤また、「基礎団体会員」（各種別協議会会員等）における「県社会福祉法人経営者協議会」会員の会費額については、他の種別協議会区分の金額を負担することにより、その会費を拠出したものとみなすこととします。

イ センター会費額の設定に向けた合意形成の流れ

本研究会では、引き続き上記の前提事項をもとに、各区分・種類に応じた会費額のシミュレーションを行い、具体的な会費額算定基準（案）を考案しました。

この会費額算定基準（案）をもって、平成 29 年 4 月より各種別協議会や各市町村社協に対して説明の場を持ち、中期事業計画（構想）の内容も含めた意見集約を行い、最終的に下記のとおり「会費基準表（案）」を設定しました。

▼会費基準表（案）

（１）基礎団体会員

①施設種別協議会

種別協議会区分		(円)
社会福祉法人経営者協議会		—
老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム	50,000
	地域密着型特別養護老人ホーム	34,000
	介護老人保健施設	50,000
	養護老人ホーム	17,000
	軽費老人ホーム・ケアハウス	17,000
	デイサービスセンター	8,500
障害福祉施設等協議会 (県知的障害者福祉協会、県精神障害者社会福祉事業者協議会を含む)	障害者支援施設	34,000
	障害福祉サービス事業所	8,500
保育協議会	保育所・認定こども園	8,500
児童養護施設等協議会	児童養護施設	17,000
	児童心理治療施設	17,000
	乳児院	17,000
保護施設協議会	救護施設	17,000
	授産施設	8,500

※社会福祉法人経営者協議会会員は、他の施設種別協議会区分の金額を負担することにより、その会費を拠出したものとみなす。

②県・市町村社会福祉協議会

- ・ 県社会福祉協議会 1,000,000 円
- ・ 市社会福祉協議会 30,000 円
- ・ 町村社会福祉協議会 15,000 円

（２）協力会員 賛同する額（千円単位）

（４）活動財源の造成の手順（会員募集・会費の集め方のプロセス）

会費財源の主要構成となる「基礎団体会員」（各種別協議会会員等）の募集及び会費の集め方については、オール岡山による取組展開の観点から、基礎団体会員となる各種別協議会との連携調整や情報共有を十分に図りながら行うこととします。

ア．会員募集のプロセスについて

会員募集については、オール岡山でのセンター加入を目標に、各種別協議会との連携合意を図った上で、センターから県内の社会福祉法人（福祉施設）、市町村社協への会員加入の呼びかけを行うこととします。

なお、会員加入の呼びかけにおいては、各種別協議会からも、センターへの加入促進に向けた協力依頼を行ってもらえるよう、連携・協力体制の確立を図ることとします。

イ．会員加入のフォローアップ

センターへの加入申込状況については、定期的に各種別協議会・社協等にフィードバック・情報共有を行い、未加入の社会福祉法人へのはたらきかけ等のフォローアップに向けた連携・協力体制の確立を図ることとします。

ウ．会費の集め方について

会費請求については、加入申込のあった社会福祉法人（福祉施設）、県社協・市町村社協へセンターが直接請求する方式とします。なお、会費納入の状況についても同様に各種別協議会へフィードバック・情報共有を行い、活動財源の運営状況の透明性を図るとともに、オール岡山での加入促進を図っていきます。

▼基礎団体会員の会員募集・会費請求の流れ

◆岡山県地域公益活動推進センター 設立に向けた流れ(各種別協議会との連携プロセス)案

年月	地域公益活動研究会の動き 研究会(公益センター)事務局	各施設種別協議会
H29 8月	各種別協へ向けた「事業説明会」の開催	各種別協「事業説明会」への参画
9月 10月		役員会等での協議
11月	「第10回 地域公益活動推進研究会」(拡大 会議)の開催	「第10回 地域公益活動推進研究会」(拡大 会議)への参画
12月	※必要に応じて(予備・臨機) 「地域公益活動推進研究会」の開催の開催	
	会員加入案内の作成	役員会、総会等での会員加入の呼びかけ協力
H30 1月	「第11回 地域公益活動推進研究会」(拡大 会議)の開催	「第11回 地域公益活動推進研究会」(拡大 会議)への参画
	【第一次 会員募集】	
	会員申込書受付開始	会員申込書の送付、周知等の協力
2月	【第一次 募集受付済】	
3月	各種別協へ加入状況を報告・フィードバック 未加入施設へ向けた会員加入再募集	各種別協で会員加入状況の確認【第一次時点】 役員会、総会等での再呼びかけ
	【第二次 会員募集】	
	岡山県地域公益活動推進センター 設立	
4月	公益センター設立案内資料の作成、広報・周知 第一次募集分の会費請求の開始	役員会等でのセンター設立の広報周知の協力
	地域公益活動推進センター H30年度 第一次会費請求	
5月	【第二次 募集受付済】 各種別協への加入状況の報告・フィードバック	各種別協で会員加入状況の確認【第二次時点】 総会等でのセンター設立の広報周知の協力
6月	第二次募集分の会費請求の開始	
	地域公益活動推進センター H30年度 第二次会費請求	
7月～	公益センター広報・周知(引き続き)	各種会議・研修等での加入呼びかけ、周知協力

※ 会員加入状況については、定期的に各種別協へ報告・フィードバックする等の連携を図る

4. センター立ち上げに係る準備費用（運転資金）について

センターの立ち上げに際して必要となる当面の準備費用（運転資金）については、岡山県社協と岡山県社会福祉法人経営者協議会とで協議の上、財源確保に向けた調整を図り、当面の「センター設立式典」、「第1回運営委員会」、会員募集に係る経費等について、岡山県社会福祉法人経営者協議会から「岡山県地域公益活動推進センター活動支援金」を拠出いただきました。

5. 各種別協議会・社協等における地域公益活動推進に向けた説明経過

※出席人数は「岡山県地域公益活動推進研究会」事務局の人数です。

日時	内容
平成 29 年 4 月 3 日（月） 14：00	「岡山県児童養護施設等協議会 会長協議」 □会場：社会福祉法人わかば園 □出席：2 名
平成 29 年 4 月 5 日（水） 9：00	「岡山県障害福祉施設等協議会 会長協議」 □会場：県社協会議室 □出席：2 名
平成 29 年 4 月 7 日（金） 13：00	「岡山県障害福祉施設等協議会 役員協議」 □会場：県社協会議室 □出席：2 名
平成 29 年 4 月 17 日（月） 14：00	「岡山県障害福祉施設等協議会 第1回役員会」 □会場：きらめきプラザ707会議室 □出席：3 名
平成 29 年 4 月 19 日（水） 13：00	「岡山県保育協議会 会長協議」 □会場：県社協会議室 □出席：2 名
平成 29 年 4 月 24 日（月） 11：00	「岡山県共同募金会 担当者協議」 □会場：県社協会議室 □出席：3 名
平成 29 年 5 月 1 日（月） 13：30	「岡山県保育協議会 第1回理事会」 □会場：きらめきプラザ301会議室 □出席：4 名
平成 29 年 5 月 8 日（月） 13：00	「岡山県保護施設協議会 会長協議」 □会場：社会福祉法人浦安荘 □出席：2 名
平成 29 年 5 月 10 日（水） 13：30	「岡山県老人福祉施設協議会 第1回地域公益活動推進部会」 □会場：きらめきプラザ708会議室 □出席：3 名
平成 29 年 5 月 16 日（火） 10：30	「岡山県保護施設協議会 総会・第1回施設長会」 □会場：サンビーチ okayama □出席：2 名
平成 29 年 5 月 19 日（金） 10：30	「岡山県保育協議会 総会」 □会場：岡山ふれあいセンター1階大ホール □出席：2 名

日時	内容
平成 29 年 5 月 23 日（火） 16:00	「岡山県民生委員児童委員協議会 会長協議」 □会場：県社協会議室 □出席：2 名
平成 29 年 5 月 31 日（水） 13:30	「岡山県老人福祉施設協議会 第 1 回理事会」 □会場：きらめきプラザ 706 会議室 □出席：3 名
平成 29 年 6 月 1 日（木） 10:00	「市町村社会福祉協議会 事務局長・支所長等会議」 □会場：きらめきプラザ 401 会議室 □出席：3 名
平成 29 年 6 月 6 日（火） 13:00	「岡山県障害福祉施設等協議会 総会」 □会場：きらめきプラザ 401 会議室 □出席：4 名
平成 29 年 6 月 16 日（金） 13:00	「岡山県老人福祉施設協議会 総会」 □会場：きらめきプラザ 301 会議室 □出席：3 名
平成 29 年 7 月 3 日（月） 13:30	「岡山県児童養護施設等協議会 第 2 回施設長会」 □会場：きらめきプラザ 707 会議室 □出席：2 名
平成 29 年 7 月 4 日（火） 10:00	「岡山県社会福祉法人経営者協議会 総会」 □会場：岡山カルチャーホテル □出席：4 名
平成 29 年 7 月 18 日（火） 13:30	「岡山県障害福祉施設等協議会 身体障害者部会 第 2 回施設長会」 □会場：きらめきプラザ 707 会議室 □出席：2 名
平成 29 年 8 月 16 日（水） 15:00	「岡山県老人福祉施設協議会 第 2 回地域公益活動推進部会」 □会場：きらめきプラザ 707 会議室 □出席：3 名
平成 29 年 8 月 16 日（水） 13:30	「臨時市町村社会福祉協議会 事務局長会議」 □会場：きらめきプラザ 401 会議室 □出席：3 名
平成 29 年 8 月 25 日（金） 13:00	「岡山県社会福祉法人経営者協議会 第 3 回理事会」 □会場：ピュアリティまきび □出席：3 名
平成 29 年 9 月 22 日（金） 14:00	「日本保育協会岡山県支部 役員会」 □会場：岡山市勤労者福祉センター □出席：2 名
平成 29 年 9 月 26 日（火） 13:30	「岡山県障害福祉施設等協議会 身体障害者部会 第 3 回施設長会」 □会場：きらめきプラザ 707 会議室 □出席：2 名
平成 29 年 9 月 28 日（木） 13:30	「岡山県保育協議会 第 2 回理事会」 □会場：サンビーチ okayama □出席：2 名

日時	内容
平成 29 年 10 月 13 日（金） 13:30	「岡山県児童養護施設等協議会 第 3 回施設長会」 □会場：きらめきプラザ 706 会議室 □出席：2 名
平成 29 年 10 月 18 日（水） 10:00	「岡山県民生委員児童委員協議会 正副会長会」 □会場：ゆうあいセンター小会議室 □出席：2 名
平成 29 年 11 月 6 日（月） 13:30	「岡山県民間保育所協議会 幹部研修会」 □会場：きらめきプラザ 301 会議室 □出席：3 名
平成 29 年 12 月 7 日（木） 13:30	「岡山県児童養護施設等協議会 第 4 回施設長会」 □会場：きらめきプラザ 707 会議室 □出席：2 名
平成 29 年 12 月 15 日（金） 14:30	「岡山県老人福祉施設協議会 第 2 回理事会」 □会場：きらめきプラザ 706 会議室 □出席：2 名
平成 29 年 12 月 15 日（金） 14:00	「岡山県知的障害者福祉協会 施設長会議」 □会場：ピュアリティまきび □出席：2 名
平成 29 年 12 月 19 日（火） 11:00	「岡山県社会福祉法人経営者協議会 総会」 □会場：岡山ロイヤルホテル □出席：2 名
平成 29 年 12 月 20 日（水） 13:30	「岡山県保育協議会 第 3 回理事会」 □会場：きらめきプラザ 301 会議室 □出席：2 名
平成 29 年 12 月 21 日（木） 13:30	「市町村社協 会長・常務理事・事務局長会議」 □会場：岡山プラザホテル □出席：2 名
平成 30 年 1 月 31 日（水） 14:00	「岡山県老人福祉施設協議会 第 3 回理事会」 □会場：きらめきプラザ 708 会議室 □出席：2 名
平成 30 年 2 月 13 日（火） 13:30	「岡山県障害福祉施設等協議会 第 2 回役員会」 □会場：ゆうあいセンター大会議室 □出席：2 名
平成 30 年 2 月 20 日（火） 13:30	「岡山県老人福祉施設協議会 総会」 □会場：きらめきプラザ 301 会議室 □出席：2 名
平成 30 年 2 月 27 日（火） 10:00	「岡山県障害福祉施設等協議会 身体障害者部会 第 4 回施設長会」 □会場：きらめきプラザ 707 会議室 □出席：2 名
平成 30 年 3 月 1 日（木） 13:30	「岡山県社会福祉法人経営者協議会 理事会」 □会場：県社協会議室 □出席：2 名

日時	内容
平成 30 年 3 月 5 日（月） 13:30	「市町村社会福祉協議会 事務局長会議」 □会場：きらめきプラザ 401 会議室 □出席：2 名
平成 30 年 3 月 6 日（火） 13:30	「岡山県児童養護施設等協議会 第 5 回施設長会」 □会場：きらめきプラザ 707 会議室 □出席：2 名
平成 30 年 3 月 7 日（水） 13:30	「岡山県保育協議会 第 4 回理事会」 □会場：きらめきプラザ 706 会議室 □出席：2 名
平成 30 年 3 月 14 日（水） 10:30	「岡山県保護施設協議会 第 3 回施設長会」 □会場：サンビーチ OKAYAMA □出席：2 名
平成 30 年 3 月 16 日（金） 11:00	「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に 関する市町村担当者会議」（主催；岡山県保健福祉部保健福祉課） □会場：きらめきプラザ 301 会議室 □出席：2 名

第7. 平成29年度における本研究会の事業推進について

1. 地域公益活動推進研究会の開催／年6回開催

第6回（4月）第7回（6月）第8回（7月）第9回（9月）

第10回（11月）第11回（1月） ※第10回・第11回は拡大版研究会

県社協に事務局を置く各種別協議会、県・市町村社協等の役職員の参画のもと、県域センターの組織構成、事業計画・予算等についての具体的な協議及び決議を行った。

2. 事業説明会の開催

各種別協議会、県・市町村社協等の構成団体や県行政の役職員等を対象とし、オール岡山での取組展開を目指すため、県域センターの趣旨、事業概要、組織構成・推進体制等の説明を行った。

- ・ 日 時 平成29年8月31日（木） 13:00～16:30
- ・ 会 場 岡山リーセントカルチャーホテル4階「ベネツィア」
- ・ 出席者数 69名
- ・ 実施内容

（1）開会あいさつ

岡山県社会福祉協議会 事務理事（兼）事務局長 平松卓雄

（2）事業説明「県域センター設立について」

〔説明〕岡山県地域公益活動推進研究会 事務局 吉田 光臣
（岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長）

岡山県地域公益活動推進研究会において、各関係機関団体よりいただいた意見・提案も踏まえ、研究・検討してきた県域センターの具体的な事業説明を行った。

（3）基調講義「オール岡山での地域における公益的な取組に向けて

— 今、社会福祉法人に求められていること — 」

〔講師〕美作大学生活科学部社会福祉学科 教授 小坂田 稔 氏
（岡山県地域公益活動推進研究会 座長）

地域における生活課題・問題の多様化・複雑化が進む中、社会福祉法人の果たすべき役割と、社会福祉法人が地域における公益的な取組に取り組む意義について講義をいただいた。



(4) 試行モデル実践発表

本研究会が提案する事業内容（「モデル開発事業」、「リーディングプロジェクト」、「市町村域ネットワークづくり」）について、関係者等へのイメージ化を図るためモデル的な取組についての実践発表を行った。



①「モデル事業開発」の実践報告

『だれもが安心して豊かに暮らせる地域をめざして
～社会福祉法人との連携における就労支援の取り組みから～』

〔報告者〕社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
地域福祉係 福祉活動専門員 石原 寛大 氏

②「リーディングプロジェクト」の実践報告

『地域の居場所づくりへの取り組み』

〔報告者〕社会福祉法人 クムレ 副理事長 財前 亘 氏

③「市町村域のネットワークづくり」の実践報告

『美作市内の社会福祉法人等連絡協議会設立までと今後の展望』

〔報告者〕美作市内の社会福祉法人等連絡協議会 事務局担当
天野 心平 氏（美作市社会福祉協議会 総務課 主事）

④ 総括コメント「各取組のポイントについて」

〔コメンター〕美作大学生生活科学部社会福祉学科 教授 小坂田 稔 氏
（岡山県地域応益活動推進研究会 座長）



(5) 意見交換・質疑応答

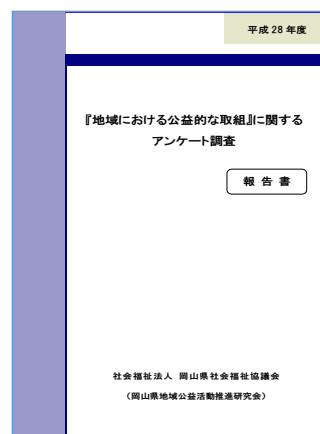
(6) その他－今後の流れの説明

(7) 閉会あいさつ

岡山県地域公益活動推進研究会 副座長 佐能 恵美子 氏
（社会福祉法人ことぶき会 施設長 ）

3. 『地域における公益的な取組』に関するアンケート調査報告書の作成

平成28年度に実施した県内の社会福祉法人および事業所における「地域における公益的な取組」に関するアンケート結果をとりまとめ、現状・課題を把握し、今後の県域全体での取組の検討に資するため報告書を作成、配布した。



4. 調査研究報告書の作成（3月作成）

平成28・29年度の「地域公益活動推進研究会」の取組み内容をまとめ、取組成果と今後の事業展開を説明する際の基礎資料となる報告書を作成した（本報告書）。

5. 各種研修・会議への参加による情報収集（随時）

地域における公益的な取組に関する先進事例等の情報収集のため、県内外で開催される研修・会議へ特命チームメンバーの参加派遣を行った。

※参加人数は「岡山県地域公益活動推進研究会」事務局の参加数です。

▼市町村域の連携・協働ネットワークづくり関係

日時	内容
平成29年 5月11日（木） 13:30～15:00	「美作市内社会福祉法人連絡会準備会 幹事会」 □会場：作東長寿センター □参加者：2名
平成29年 6月1日（木） 10:00～12:00	「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会 設立総会」 □会場：作東長寿センター □参加者：1名
平成29年 6月14日（水） 9:30～11:30	「倉敷市における地域公益活動に関する検討会議」 □会場：くらしき健康福祉プラザ □参加者：1名
平成29年 6月20日（火） 15:00～16:30	「高梁市社会福祉法人連絡会 役員会」 □会場：高梁市総合福祉センター □参加者：1名
平成29年 6月22日（木） 13:30～15:00	「総社市社会福祉法人連絡会準備会 幹事会」 □会場：総社市総合福祉センター □参加者：1名
平成29年 7月1日（土） 10:00～15:30	「総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 設立総会・記念講演」 □会場：総社市総合福祉センター □参加者：1名
平成29年 8月18日（金） 10:00～12:00	「津山市社会福祉施設連絡会 役員会」 □会場：津山市鶴山ホテル □参加者：2名

日時	内容
平成 29 年 8 月 24 日 (木) 9:30~11:30	「倉敷市における地域公益活動に関する検討会議」 □会場：社会福祉法人純晴会 浮洲園 □参加者：1 名
平成 29 年 9 月 7 日 (木) 10:00~11:30	「高梁市社会福祉法人連絡会 全体会」 □会場：高梁市総合福祉センター □参加者：1 名
平成 29 年 9 月 19 日 (火) 13:30~15:00	「総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 事業部会」 □会場：総社市総合福祉センター □参加者：1 名
平成 29 年 10 月 4 日 (水) 13:30~15:00	「総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 役員会」 □会場：総社市総合福祉センター □参加者：1 名
平成 29 年 10 月 10 日 (火) 18:00~	「津山市社会福祉施設連絡会 平成 29 年度研修会・総会」 □会場：デイサービスセンター椿寿荘 □参加者：2 名
平成 29 年 10 月 17 日 (火) 9:30~11:30	「倉敷市における地域公益活動に関する検討会議」 □会場：社会福祉法人クムレ 小ざくら保育園 □参加者：1 名
平成 29 年 11 月 28 日 (火) 10:00~12:00	「倉敷市における地域公益活動に関する検討会議」 □会場：社会福祉法人宝和会 羽島保育園 □参加者：1 名
平成 29 年 11 月 28 日 (火) 13:30~15:00	「総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 事業部会」 □会場：総社市総合福祉センター □参加者：1 名
平成 29 年 11 月 29 日 (水) 13:30~15:00	「総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 調査・研修部会」 □会場：総社市総合福祉センター □参加者：1 名
平成 29 年 11 月 29 日 (水) 13:30~15:00	「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会 役員会」 □会場：作東長寿センター □参加者：1 名
平成 30 年 1 月 26 日 (金) 9:30~11:30	「吉備中央町社会福祉法人連絡協議会検討会」 □会場：吉備中央社協／生きがい支援センター □参加者：1 名
平成 30 年 1 月 26 日 (金) 13:30~15:00	「赤磐市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」 □会場：山陽産業会館 □参加者：2 名
平成 30 年 1 月 31 日 (水) 9:30~11:30	「倉敷市における地域公益活動に関する検討会議」 □会場：倉敷市健康福祉プラザ □参加者：1 名
平成 30 年 2 月 14 日 (水) 13:30~15:00	「津山市社会福祉施設連絡会研修会」 □会場：津山市総合福祉会館 □参加者：1 名

日時	内容
平成 30 年 2 月 15 日（木） 13:30～15:30	「倉敷市地域公益活動推進セミナー」 □会場：ライフパーク倉敷 □参加者：3 名
平成 30 年 2 月 27 日（火） 9:00～10:00	「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会 役員会」 □会場：作東長寿センター □参加者：1 名
平成 30 年 2 月 27 日（火） 10:00～12:00	「総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会視察研修」 □視察先：美作市内の社会福祉法人等連絡協議会 □会場：作東長寿センター
平成 30 年 3 月 2 日（金） 13:30～15:30	「倉敷市における地域公益活動に関する検討会議」 □会場：倉敷市健康福祉プラザ □参加者：1 名
平成 30 年 3 月 11 日（日） 9:30～12:00	「総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 実践報告シンポジウム」 □会場：総社市総合福祉センター □参加者：4 名

▼地域における生活課題関係

日時	内容
平成 29 年 4 月 23 日（日） 10：00～12:00	「認知症カフェネットワーク委員会」 □会場：ゆうあいセンター □参加者：1 名
平成 29 年 4 月 29 日（土） 10：00～16:00	「子どもを主体とした地域づくりへのおかやまネットワークフォーラム」 □会場：川崎医療福祉大学 □参加者：3 名
平成 29 年 5 月 4 日（木） 10：00～12:00	「認知症カフェネットワーク委員会」 □会場：ゆうあいセンター □参加者：1 名
平成 29 年 7 月 14 日（金） 18：30～	「子どもの貧困対策ネットワーク会議」 □会場：ゆうあいセンター □参加者：1 名
平成 29 年 8 月 4 日（金） 14：30～17:00	「居住支援ミニサミット（岡山県居住支援協議会）」 □会場：きらめきプラザ301会議室 □参加者：2 名
平成 29 年 9 月 9 日（土） 10:00～12:00	「認知症カフェネットワーク委員会」 □会場：ゆうあいセンター □参加者：2 名
平成 29 年 10 月 26 日（木） 15:00～	「居住支援団体交流会（岡山県居住支援協議会）」 □会場：岡山県不動産会館 □参加者：1 名
平成 29 年 11 月 18 日（土） 11 月 19 日（日）	「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」 □会場：高知県立県民文化ホール，高知県立大学 □参加者：1 名

日時	内容
平成 29 年 11 月 27 日（月） 13:00～16:00	「認知症カフェの始め方と継続のアイデア」（笠岡市認知症介護研修センター講座） □会場：笠岡市保健センター □参加者：1 名
平成 29 年 12 月 17 日（日） 13:00～15:00	「岡山こどもの居場所連絡協議会 設立総会」 □会場：岡山司法書士会館 □参加者：1 名
平成 29 年 12 月 24 日（日） 10:00～12:00	「認知症カフェネットワーク委員会」 □会場：きらめきプラザ701会議室 □参加者：1 名
平成 30 年 1 月 19 日（金） 15:00～17:00	「居住支援団体交流会（岡山県居住支援協議会）」 □会場：岡山県不動産会館 □参加者：1 名
平成 30 年 2 月 25 日（日） 10:00～12:00	「認知症カフェネットワーク委員会」 □会場：きらめきプラザ □参加者：1 名
平成 30 年 3 月 7 日（水） 19:00～21:00	「岡山こどもの居場所連携事業 運営委員会」 □会場：ゆうあいセンター □参加者：1 名
平成 30 年 3 月 18 日（日） 13:00～15:40	「福祉移送ネットワーク講座」 □会場：きらめき広場・哲西 □参加者：1 名

第8. 岡山県地域公益活動推進センターの設立に向けて

センター設立に向けたスケジュールおよび次年度当初からの事業開始までの流れについては、次のとおりとします。

▼今後の流れ・スケジュールについて

H29年度

- 11月 ● (21日)「第10回 地域公益活動推進研究会」(拡大会議)の開催
- ・センター中期事業計画(基本理念・ビジョン)、設置規約・会費基準案、運営委員会・地域公益推進会議の構成、H30事業計画・予算案の協議
 - ・設立趣意書、会員募集の内容の協議 …等

(H30)

- 1月 ● (25日)「第11回 地域公益活動推進研究会」(拡大会議)の開催
- ・センター主要事業企画方針の協議
 - ・運営委員(役員)及び地域公益推進会議候補者案の協議
 - ・設立当初運営委員会、設立式典の開催企画の協議 …等

- 2月 ----- * 第1次会員募集/会員申込書受付開始(2月末で集計)

- 3月 ----- * 各種別協議会役員会等で加入状況(1次募集時点)の報告
----- * 第2次会員募集/会員申込書受付開始(5月末で集計)

- (27日)センター設立当初(第1回)運営委員会
- ・設置規約・会費基準案の承認、運営委員(役員)及び地域公益推進会議(推進委員)の選任、H30事業計画・予算案の承認 …等

- (27日)センター設立式典・セミナーの開催
- ・センター設立説明、記念講演、鼎談 …等

H30年度

- 4月 ----- * 第一次募集会員への会費請求

- (17日)第1回 センター地域公益推進会議
- ・各課題別部会の事業方針(事業計画・日程)の検討 …等
 - H30年度のモデル事業、リーディングプロジェクトについて

- 6月 ----- * 第2次募集会員への会費請求 * 引き続き会員募集

- (未定)第1回 センター運営委員会
- ・各課題別部会からのH30部会事業計画の承認

》》》》》》》 センター事業(課題別部会)の開始 《《《《《《《《《

第9. 「岡山県地域公益活動推進センター」の設立に関する よくあるご質問（FAQ）

岡山県地域公益活動推進研究会による検討を踏まえた、「岡山県地域公益活動推進センター」（以下「県センター」という。）の設立に向けた提案内容に関する、各施設種別協議会及び社会福祉協議会等への説明に対する主要な質問や意見について、FAQを整理しました。

.....

1. 県センター趣旨・位置づけ 関係

問1. そもそもなぜ、県域の推進組織（県センター）が必要なのでしょう。

〔答〕

- ・社会福祉法人制度改革で問われているのは、社会福祉法人全体のあり方といえます。この対応に向けては、1法人ごとの取組は勿論のこと、各都道府県が一丸となって全体的な取組をアピール（見える化）していくことが求められます。
- ・社会福祉法人には、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行われており、高い公益性を有する特別の法人に相応しい役割として、地域社会に積極的に貢献していくことが社会福祉法人全体に求められています。こうした観点から本県においても「オール岡山」での取組促進、情報発信のための県域のプラットフォームを構築する必要があります。
- ・こうした県域での取り組みは、全都道府県（既実施29／準備中17）において進められています。（H30.1月時点／全国経営調べ）

（参考／補足）県センターが目指す当面の目標

- ・市町村域において、法人（施設・事業所）が単独で、地域の課題把握を行い、住民等との連携による取組や情報発信を行うことは容易なことではありません。したがって複数法人が連携して取り組むネットワークを組織化して、協働展開することが最も効率的です。
- ・こうした観点から、県センターでは、当面の目標を県内15市町村域での社会福祉法人ネットワークづくりとし、その組織化や設立後の具体的な取組強化に向けた支援（ノウハウ提供・技術的助言等）に重点を置いています。

問2. 県センターは、どういう形態で立ち上げ、運営していくのですか。

〔答〕

県内の各種別協議会や県・市町村社協等を構成員とした運営委員会により事業運営を行います。また、県センターは、県域の任意団体として立ち上げ、県社協も1構成員としての位置づけとなります。

問3.センターは県域の任意団体ということですが、その事務局機能はどうなるのでしょうか。

〔答〕

岡山県社協が事務局機能を担う方向で合意が図られています。

2. 市町村域の社会福祉法人ネットワークづくり

問1.市町村ネットワークづくりは、27市町村で組織化することを見込んでいるのでしょうか。

〔答〕

当面の設置目標は、平成31年度末までに県内15の市町村域（近隣町村含む）での組織化を目指しています。県センターとしては、この目標達成に向けて重点的に取り組んでいきます。

問2. 市町村域のネットワークと県センターの両方に加入しなければならないのでしょうか。

〔答〕

市町村域と県域のネットワークの両者が機能するとともに、相互の連携によってオール岡山での取組促進やその質の向上が図られます。ついては、市町村域と県域ネットワークの役割の違いや趣旨にご理解をいただき、両者のネットワークへの加入について、ご協力をお願いいたします。

問3. 市町村域ネットワークと県センターとの関係性はどうなっているのでしょうか。

〔答〕

- ・市町村域のネットワークは、各法人施設・事業所が主体的な取組を行うとともに、地域住民等へ積極的な情報発信（見える化）を行っていくためのプラットフォームとなります。
- ・県センターは、市町村域の社会福祉法人の組織化までの個別的な支援や設立後の取組（具体的な事業・活動）の充実・強化に向けた各市町村域間の情報共有の場づくり、市町村域が抱える取組課題への対応、取組状況の県内外へ向けた情報発信（見える化）等の側面的支援を行います。
- ・市町村域と県域の連携を密に図り、双方がそれぞれの役割を果たすことで、オール岡山での取組促進を図っていきます。

問4. 市町村域のネットワークづくりに向けた県センターの具体的な関わりとはどのようなことがありますか。

〔答〕

- ・各市町村域での検討会議等へのアウトリーチにより、県内状況等の情報提供を通じた具体的なアドバイスや地域公益活動の研修開催・意見交換の場づくり等の支援を行います。（なお、社会福祉施設・事業所数の少ない町村においては、隣接市域のネットワークとの連携による取組展開をイメージしています。）

- ・運営経費の一部助成等の支援メニューも検討しています。また、県内の市町村域のネットワークづくりの進捗状況を把握し、その取組実績について、ホームページ等により、県内外へ積極的に情報発信（見える化）します。

問5. 市町村域のネットワークづくりについて、県内の取組状況は、どうなっていますか。

〔答〕

- ・津山市、総社市、井原市、高梁市、美作市の5市で連絡組織ができています。また、倉敷市、笠岡市、赤磐市、真庭市、浅口市、吉備中央町においてもネットワークづくりに向けた関係者の検討が始められています。（H30.2月末時点）
- ・なお、市町村域でのネットワークのプラットフォーム（事務局）は、市町村社協が担うことを想定し、平成29年度より、岡山県社協から各市町村社協への働きかけを行っています。

3. 県センターの会費について

問1. 県センターへの会費は、どのようなことに使われるのですか。

〔答〕

- ・県センターの中期事業計画（構想）に掲げた事業実施のために使用します。具体的には、以下の事業経費を予定しています。

【事業①】 県域ネットワークづくり

- （使途）「県センター」の運営や事務局経費（人件費含）
- （使途）「地域公益推進会議」「課題別部会」による企画検討会議

【事業②】 制度の狭間の課題解決に向けた研究・開発

- （使途）「地域公益推進会議」「課題別部会」による事業展開経費
- （使途）モデル事業への助成金経費

【事業③】 市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援

- （使途）各市町村域のネットワークへのアウトリーチや「課題別部会」開催等の経費

【事業④】 制度の狭間の課題解決に向けた人材育成

- （使途）地域公益活動に関する研修・講座の開催経費

【事業⑤】 情報発信・普及啓発・ソーシャルアクション

- （使途）地域公益活動の普及啓発に向けた事業（フォーラム・実践発表会等）経費

問2. 県センターへの会員加入（会費負担）をすれば、「地域における公益的な取組」を実施したということになるのですか。

〔答〕

- ・県センターへの会費負担のみをもって取組を実施したということにはなりません。地域における公益的な取組の責務とは、あくまでも各法人が実施団体として取り組んだ（複数法人による協働含む）実績により判断されるものとなります。

- ・県センターでは、県内全体の社会福祉法人福祉施設・事業所において実施的な取組が展開されるよう、市町村域のネットワークづくりや取組ノウハウの提供、職員育成のための研修・講座、情報発信・普及啓発等、各種の応援事業を展開していくことによりしております。

問3. 基礎団体会員は、どのような基準で整理されたのでしょうか。

〔答〕

- ・当面、本会に事務局を置く各種別協議会の構成会員と県及び市町村社協を基礎団体会員として、会員加入の働きかけを行っていくことで考え方を整理いたしました。

問4. 基礎団体会員の会費基準額（案）は、どのようにして検討されたのでしょうか。

〔答〕

- ①まず「中期事業計画（構想）」（H30-34）の年次計画をもとに必要な総事業費を試算し、目標額（必要財源）を設定しました。
- ②目標額（必要財源）をもとに、各種別協議会等のそれぞれの施設・事業所数や取組実情を勘案しながら、各施設・事業所の区分や会費基準額を検討し、算定しました。

▼ 岡山県地域公益活動推進センター 会費基準（案）

①施設種別協議会

種別協議会区分		（円）
社会福祉法人経営者協議会		—
老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム	50,000
	地域密着型特別養護老人ホーム	34,000
	介護老人保健施設	50,000
	養護老人ホーム	17,000
	軽費老人ホーム・ケアハウス	17,000
	デイサービスセンター	8,500
障害福祉施設等協議会 （県知的障害者福祉協会、県精神障害者社会福祉事業者協議会を含む）	障害者支援施設	34,000
	障害福祉サービス事業所	8,500
保育協議会	保育所・認定こども園	8,500
児童養護施設等協議会	児童養護施設	17,000
	児童心理治療施設	17,000
	乳児院	17,000
保護施設協議会	救護施設	17,000
	授産施設	8,500

※社会福祉法人経営者協議会会員は、他の施設種別協議会区分の金額を負担することにより、その会費を拠出したものとみなす。

②県・市町村社会福祉協議会

- ・県社会福祉協議会 1,000,000 円
- ・市社会福祉協議会 30,000 円
- ・町村社会福祉協議会 15,000 円

(補足事項)

- ・視察した県域センター（滋賀県、香川県）の会費額や加入率を検証し、より多くの参加が得られるよう、会費基準額はできるだけ少ない負担とし、そのための加入会員数の目標についての検討を行いました。（目標：各種別協構成会員数の7割以上、社協100%）
- ・「基礎団体会員」の会費単位は、広く県内全域に所在する社会福祉法人福祉施設・事業所の参画を図る観点から、法人単位ではなく施設・事業所単位としました。
- ・「県社会福祉法人経営者協議会」構成員の会費額については、法人単位と社会福祉施設単位での2重負担を回避するため、他の施設種別協議会区分の金額を負担することにより、その会費を拠出したものとみなすという方向で整理しました。

問5. 岡山県障害福祉施設等協議会（以下、「県障施協」という）には加入していないが、「岡山県知的障害者福祉協会」や「岡山県精神障害者社会福祉事業者協議会」には加入している社会福祉法人福祉施設・事業所等の取り扱いはどうなりますか。

〔答〕

「岡山県知的障害者福祉協会」及び「岡山県精神障害者社会福祉事業者協議会」は、県障施協の部会的な位置づけとされていることから、県障施協に加入されていない社会福祉法人福祉施設・事業所においても県センターの「基礎団体会員」の加入対象としてみなしていきます。

問6. 岡山県児童養護施設等協議会に加入する宗教法人の施設も加入できますか。

〔答〕

原則として、社会福祉法人福祉施設・事業所を対象に会員募集を行っていきますが、県センターの基本理念に賛同いただけるのであれば、「基礎団体会員」として加入いただくことは可能です。

問7. 会費収入が見込みどおり、入らない場合は、見込みの事業展開はどうなるのですか。

〔答〕

県センターの事業実施については、会員の皆様からの毎年度会費を財源として、計画的に実施していくことにしております。会費が目標額（必要財源）に達しなかった場合は、事業縮小を含めた事業計画の見直しや工夫・改善を行うなかで事業実施をしていく必要があります。

4. その他

問1. 従来から実施している取組が、「地域における公益的な取組」に該当するかどうかがよくわからないので、判断基準について教えてください。

〔答〕

- ・「地域における公益的な取組」における該当、非該当について、国からは、各法人が（地域生活課題に応じて）創意工夫をこらした多様な取組を推進する観点から、限定列挙はなされておらず、その取組の趣旨・考え方が通知により周知されています。（以下参照）

▼社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

【厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 社援基発 0123 第1号平成 30 年1月23日 通知】

〔地域における公益的な取組の要件（社会福祉法第24条第2項の規定）〕

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

〔通知のポイント〕（厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議資料 H30.3.1 参考）

- 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、その解釈にバラツキが生じ、当該取組に当たっての障壁となっているとの指摘もあることから、次のとおり改めてその考え方を明確化する。

事項	解釈の明確化	具体的な事例
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	・行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	・災害時の福祉支援体制づくり ・関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	・現に要介護状態にないものの。地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り
	間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む	・地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ボランティアの育成
「無料又は定額な料金」の解釈	公費を受けていても、法人による資産などを活用した上乗せ・横だしサービスや利用料の減免等が行われていれば可	

- ・県センターとしては、上記の国から示された基本的な考え方について、社会福祉法人関係者への継続的な理解促進を図っていくとともに、県内の取組事例を収集するなかで、地域における公益的な取組の該当性について、把握・分析を行っていきたいと考えています。

問2. 現在、進められている「地域共生社会」の実現に向けた対応も社会福祉法人の役割として期待されていますが、県センターの取組趣旨や展開方針においてどのように整理されていますか。

〔答〕

- ・現在、国において進められている「地域共生社会」の実現に向けた趣旨は、県センターが掲げる今後の地域公益活動推進の基本理念と共通するものがあります（以下参照）。また、「地域共生社会」の実現に向けて、「地域における公益的な取組」（第24条2項）を行う社会福祉法人には、地域社会においてその中核的な役割を果たすことの期待がなされています。

▼『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』(H29.2.7)より抜粋

／厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

▼ 岡山県における地域公益活動の推進に向けた基本理念

＊地域公益活動推進研究会(最終報告書より)

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人は、分野や立場を超えてつながり、あらゆるニーズに耳を傾け、オール岡山で、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を行います。

- ・県センターでは、こうした制度動向に鑑み「制度の狭間の取組モデルの開発・研究」の事業展開において、「地域共生社会」の実現に向けた趣旨も踏まえて取り組んでいくことにしています。

▼資料「岡山県地域公益活動推進センター設立に向けた事業説明」（抜粋）

「制度の狭間」に関するモデル開発・研究と情報提供

●移動支援や生活困窮（入居支援、ひきこもり支援、就労支援他）支援、子どもの貧困等、各種の制度の狭間の問題への社会福祉法人としての取組、関わり方について、「地域共生社会の実現」の視点も踏まえた取組モデルの研究・開発を行います。

問3. 行政との連携・役割分担を図りながら取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

〔答〕

- ・国の通知（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 社援基発 0123 第 1 号平成 30 年 1 月 23 日）において、所轄庁の役割は次のとおりで示されています。

▼厚労省社会・援護局福祉基盤課（社援基発 0123 第 1 号 H30.1.23）通知より抜粋

4. 所轄庁の役割について

〔前文省略〕

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

- ・県センターとしては、上記の周知内容を踏まえ、県行政担当課に県センター運営委員会のアドバイザーとして参画してもらうことで連携を図っています。
- ・こうした行政担当課との連携関係が、今後の地域における公益的な取組や「地域共生社会の実現」へ向けた公私協働の関係づくりを深めていくことにつながると考えています。

参 考

岡山県地域公益活動推進研究会 設置要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会は、岡山県における社会福祉法人による地域公益活動のあり方について検討を行うため、岡山県地域公益活動推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 研究会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 事業活動の企画（趣旨目的、事業方針、展開イメージ、実施要綱、事業計画、スケジュール等）に関すること。
- (2) 事業活動の組織・実施体制、財源等のあり方に関すること。
- (3) 事業活動の調査研究、ニーズ把握、モデル事業開発、情報発信等に関すること。
- (4) 岡山県地域公益活動推進センター（仮称）の設立準備に関すること。
- (5) その他、必要な取り組みに関すること。

(期 間)

第3条 研究会は、平成28年7月から平成30年の岡山県地域公益活動推進センター（仮称）の設立までとする。

(構 成)

第4条 研究会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 岡山県社会福祉法人経営者協議会に加入する者
 - (2) 岡山県老人福祉施設協議会に加入する者
 - (3) 岡山県障害福祉施設等協議会に加入する者
 - (4) 岡山県保育協議会に加入する者
 - (5) 岡山県児童養護施設等協議会に加入する者
 - (6) 岡山県保護施設協議会に加入する者
 - (7) 岡山県社会福祉協議会の役職員
 - (8) 市町村社会福祉協議会の役職員
 - (9) 社会福祉に関し学識経験を有する者
- 2 構成員の互選による座長を1名、副座長を2名置く。
- 3 必要に応じて、構成員以外の出席を求めることができる。

(事 務 局)

第5条 岡山県社会福祉協議会内に事務局を置く。

(そ の 他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究会で協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

第 1 ～ 9 回 岡山県地域公益活動推進研究会 委員名簿

◎座長、○副座長

(所属は H30. 3 時点)

No.	選出区分	氏 名	所属	市町村
1	施設 (老人)	櫻井 浩之	(福)梁善会 理事長 県経営協 理事／県青年会相談役	総社市
2	施設 (老人)	○佐能 恵美子	(福)ことぶき会 理事 前県経営協 理事	岡山市
3	施設 (保育)	吉田 久	(福)宝和会 理事長 県経営協 副会長／県青年会 会長	倉敷市
4	施設 (障害)	財前 亘	(福)クムレ 副理事長 県青年会 副会長	倉敷市
5	施設 (障害)	寺坂 弘昭	(福)津山みのり学園 施設長 県青年会 幹事	津山市
6	施設 (保育)	金崎 雅彦	(福)大崎ゆりかご会 理事 県経営協理事	津山市
7	社協	○佐野 裕二	(福)総社市社会福祉協議会 事務局長	総社市
8	社協	秋田 展生	(福)倉敷市社会福祉協議会 事務局次長(兼)地域福祉課長	倉敷市
9	学識	◎小坂田 稔	美作大学 教授	-
10	学識	直島 克樹	川崎医療福祉大学 講師	-
11	社協	平松 卓雄	岡山県社会福祉協議会 常務理事	-

(県経営協):岡山県社会福祉法人経営者協議会

(県青年会):岡山県社会福祉法人経営青年会

第10～11回 岡山県地域公益活動推進研究会 委員名簿

◎座長、○副座長

(所属は H30. 3 時点)

▼研究会委員

No.	選出区分	氏 名	所属	市町村
1	施設 (老人)	櫻井 浩之	(福)梁善会 理事長 県経営協 理事／県青年会相談役	総社市
2	施設 (老人)	○佐能 恵美子	(福)ことぶき会 理事	岡山市
3	施設 (保育)	吉田 久	(福)宝和会 理事長 県経営協 副会長／県青年会 会長	倉敷市
4	施設 (障害)	財前 亘	(福)クムレ 副理事長 県青年会 副会長	倉敷市
5	施設 (障害)	寺坂 弘昭	(福)津山みのり学園 施設長 県青年会 幹事	津山市
6	施設 (保育)	金崎 雅彦	(福)大崎ゆりかご会 理事 県経営協理事	津山市
7	社協	○佐野 裕二	(福)総社市社会福祉協議会 事務局長	総社市
8	社協	秋田 展生	(福)倉敷市社会福祉協議会 事務局次長(兼)地域福祉課長	倉敷市
9	学識	◎小坂田 稔	美作大学 教授	-
10	学識	直島 克樹	川崎医療福祉大学 講師	-
11	社協	平松 卓雄	岡山県社会福祉協議会 常務理事	-

(県経営協):岡山県社会福祉法人経営者協議会

(県青年会):岡山県社会福祉法人経営青年会

▼種別協議会

No.	種別協名	役職	氏 名	区分	所属	市町村	備考
1	県社会福祉法人 経営者協議会	会長	財前 民男	施設 (障害)	(福)クムレ 理事長	倉敷市	
2		副会長	福原 文徳	施設 (老人)	(福)日本原荘 理事長	津山市	
3		副会長	山口 哲史	施設 (保育)	(福)ちとせ交友会 理事長	岡山市	
4		副会長	岡田 圭二	施設 (障害)	(福)笠岡市社会 福祉事業会 理事	笠岡市	
5		副会長	吉田 久	施設 (保育)	(福)宝和会 理事長	倉敷市	(再掲)
6	県老人福祉施設 協議会	会長	小泉 立志	施設 (老人)	(福)鶯園 事務次長	津山市	
7		副会長	田中 茂己	施設 (老人)	(福)純晴会 理事	倉敷市	
8		副会長	埋橋 信行	施設 (老人)	(福)一耀会 施設長	岡山市	
9		副会長	赤畠耕一路	施設 (老人)	(福)誠和 理事長	瀬戸内市	
10		副会長	福原 文徳	施設 (老人)	(福)日本原荘 理事長	津山市	(再掲)
11	県障害福祉 施設等協議会	会長	水舟 稔	施設 (障害)	(福)吉備のくに福 祉会 理事長	吉備中央町	
12		副会長	片山 健	施設 (障害)	(特非)東備 理事長	備前市	
13		副会長	間庭 浩二	施設 (障害)	(福)千寿福祉会 荘長	吉備中央町	
14	県保育協議会	会長	服部 剛司	施設 (保育)	(福)吉備のくに福 祉会 理事長	総社市	
15		副会長	稲垣 昌孝	施設 (保育)	(福)橘会 理事長	岡山市	
16		副会長	財前 亘	施設 (保育)	(福)クムレ 副理事長	倉敷市	(再掲)
17		副会長	塩見 優子	施設 (保育)	(福)順正福祉会 理事	岡山市	

18	県児童養護 施設等協議会	会長	松田浩一郎	施設 (児童)	(福)わかば園 理事長	津山市	
19		副会長	則武 直美	施設 (児童)	(福)みその児童 福祉会 理事	岡山市	
20		副会長	原田 雅寿	施設 (児童)	(福)旭川荘 院長	岡山市	
21	県保護施設 協議会	会長	岸本 信義	施設 (保護)	(福)浦安荘 業務執行理事	岡山市	
22		副会長	清田 寂源	施設 (保護)	(福)広済会 業務執行理事	津山市	
23		副会長	坪内 敏郎	施設 (保護)	(福)江原恵明会 荘長	津山市	

▼市町村社会福祉協議会

No.	社協名	役職	氏 名
1	岡山市社会福祉協議会	事務局長	川野 豊
2	津山市社会福祉協議会	事務局長	土井 京三
3	井原市社会福祉協議会	事務局長	三村 信介
4	高梁市社会福祉協議会	事務局長	野口 悦司
5	美作市社会福祉協議会	事務局長	春名 正敏

▼関係団体(オブザーバー)

No.	団体名	役職	氏 名
1	岡山県民生委員児童委員協議会	会長	高山 科子
2	岡山県共同募金会	常務理事	森 晃朗
3	岡山県保健福祉部 保健福祉課 地域福祉・法人指導班	総括参事	猪木 雅夫

(地域公益活動推進研究会 事務局)

▼ H29 年度岡山県社協 地域公益活動推進特命チーム 職員名簿

No.	氏 名	部署・役職	備考
1	岡 智 明	経営支援部 部長	幹部会議
2	吉 田 光 臣	地域福祉部 副部長	幹部会議
3	奥 山 勝 之	福祉経営支援部 福祉人材センター 主幹	中堅職員会議
4	貝 原 翠	地域福祉部 地域振興班 主任	中堅職員会議
5	佐 原 佳 美	総務企画部 主任	
6	野 村 知 宏	地域福祉部 地域振興班 主事	
7	三 宅 圭 子	福祉経営支援部 福祉人材センター 主任	
8	大 石 祥 加	福祉経営支援部 経営支援班 主任	
9	橘 哲 也	福祉経営支援部 経営支援班 主事	
10	小武守 敬子	生活支援部 地域生活定着支援センター 主任	

岡山県地域公益活動推進研究会 開催経過

	日時	内容
第1回	平成28年 8月2日(火) 14:30～16:30	1. 委員紹介 2. 座長・副座長の選出 3. 説明 「県社協における地域公益活動推進のあり方について（あり方ワーキング成果報告概要）」 4. 協議 (1) 地域公益活動推進の展開イメージ（案）について (2) 研究会事業計画（案）、スケジュールについて (3) 視察研修の実施について 5. その他
第2回	平成28年 10月4日(火) 14:00～16:00	1. 報告 ・ 前回会議のふり返し・設置要綱の改訂について 2. 協議 (1) 岡山県における地域公益活の取組理念、基本的考え方 (2) 岡山県における実施展開イメージ (3) 社会福祉法人への「地域における公益的な取組」調査の実施について 3. その他
－	平成28年 10月28日(金)	先進地視察 「滋賀の縁創造実践センター」（滋賀県社会福祉協議会） 1. 挨拶 2. 取組説明 3. 質疑応答
第3回	平成28年 12月14日(水) 13:30～16:00	1. 報告 ・ 前回会議の振り返り ・ 視察報告 2. 協議 (1) 実施展開イメージ図、参画イメージ図について (2) 事業実施要綱 骨子（案）について (3) ニーズ調査について ①研究会委員ヒアリング報告 ②施設法人に対するアンケート調査の実施について (4) 運営財源・基金造成、推進体制等について 3. その他 ・市町村社協ヒアリングの進捗状況報告 等
－	平成29年 1月13日(金)	先進地視察 「香川おもいやりネットワーク事業県センター」（香川県社会福祉協議会） 1. 挨拶 2. 取組説明 3. 質疑応答
第4回	平成29年 2月7日(火) 13:30～16:00	1. 報告 ・ 前回会議の振り返り ・ 視察報告 ・ ニーズ調査報告（社協ヒアリング・施設法人アンケート） 2. 協議 (1) 平成29年度 本研究会事業計画・予算について (2) 岡山県地域公益活動推進センター（仮称）の設立に向けて ①中期事業計画（H30 年度～34 年度）について ②組織体制・推進体制について ③運営財源について 3. その他
第5回	平成29年 3月6日(月) 13:30～16:00	1. 報告 ・ 前回会議の振り返り 2. 協議 (1) 岡山県地域公益活動推進センター（仮称）財源整備について (2) 岡山県地域公益活動推進研究会 中間報告書について (3) モデル事業の試行実施について 3. その他

	日時	内容
第6回	平成29年 4月14日(金) 13:30～16:00	1. 報告 ・ 前回会議のふり返し ・ 設置要綱の改訂について 2. 協議 (1) 推進センター（仮称）財源整備について (2) 中間報告書（案）について (3) モデル事業・リーディング事業項目の検討について (4) 試行モデル事業の実施について (5) 事業説明会の企画概要について ①企画概要（案）確認 ②日程調整依頼 3. その他
第7回	平成29年 6月30日(金) 10:00～12:00	1. 報告 ・ 前回会議のふり返し ・ 各種別協議会役員会、総会等からの主要意見の報告 2. 協議 (1) 推進センター（仮称）会員会費について (2) 法人施設アンケート調査報告について ①調査報告書（案）について ②地域における公益的取組の好事例集作成について (3) 事業説明会（8/31）について (4) モデル事業・リーディング事業（案）について 3. その他 (1) 県内市町村ネットワークについて
第8回	平成29年 7月27日(木) 13:30～16:30	1. 報 告 ・ 前回会議の振り返り 2. 協 議 (1) 8/31事業説明会について (2) 「公益活動推進センター（仮称）」設置について (3) 調査報告書 成案について（確認） (4) モデル事業の企画検討について (5) 市町村ネットワーク事業企画検討について 3. その他 ・ 総社市総会報告 等
—	平成29年 8月31日(木) 13:00～16:30	事業説明会 「岡山県における社会福祉法人による地域公益的取組に関する事業説明会」（リーセントカルチャーホテル） 1. 事業説明 2. 基調講義 3. 試行モデル実践発表 4. 質疑応答 5. その他

	日時	内容
第9回	平成29年 9月29日(金) 13:30～16:00	1. 報 告 ・前回会議の振り返り ・事業説明会(8/31)の振り返り、報告 2. 協 議 (1) 地域公益活動推進研究会設置要綱の改正について (2) 第10回地域公益活動推進研究会の開催について ・協議次第 ・設立に向けた流れ (3) 推進センター(仮称)の設置について ・趣意書、設置規約、会費基準、運営委員会等推進体制 (4) 推進センター(仮称)H30年度事業計画・予算について (5) 推進センター(仮称)事業企画について ①制度の狭間の課題解決に向けた解決プロジェクト ②市町村域の連携・協働ネットワークづくり ③人材育成(研修・セミナー)、普及啓発 ④広報・情報発信 (6) 推進センター(仮称)の愛称について 3. その他
第10回	平成29年 11月21日(火) 10:00～12:30	1. 報 告 岡山県地域公益活動推進研究会における検討経緯について 2. 協 議 (1) 岡山県地域公益活動推進センター(仮称)の設立について ①設立趣意書(案)について ②設置規約(案)について ③会費基準(案)について ④センター組織構成(案)について ⑤平成30年度事業計画(案)について ⑥平成30年度事業予算(案)について (2) 岡山県地域公益活動推進センター(仮称)会員募集の流れについて (3) 岡山県地域公益活動推進センター(仮称)の愛称について 3. その他
第11回	平成30年 1月25日(木) 10:00～11:45	1. 報 告 前回会議の報告 2. 協 議 (1) 岡山県地域公益活動推進センターの設立について ①前回研究会協議事項の修正(案)について ②運営委員(案)及び推進委員候補者(案)の選出について ③センター事業内容(企画案)について (2) 岡山県地域公益活動推進センター 第1回運営委員会について (3) 設立記念式典について (4) 岡山県地域公益活動推進センターの愛称について 3. その他 (1) 研究会最終報告書について (2) 今後の流れについて(会員募集 等)

岡山県地域公益活動推進センター 設立趣意書

今日、少子高齢化や核家族化の進行とともに、地域のつながりが希薄化するなかで、孤立死・自殺・ひきこもりなどの「社会的孤立問題」、虐待などの「権利侵害問題」、さらには低所得者の増大などの「生活困窮問題」等、複雑かつ多様な問題が起こってきています。これらの問題の多くが、既存の制度では十分な対応が難しい「制度の狭間の問題」であるため、こうした問題の解決やニーズの充足に積極的に取り組むことを本旨とする社会福祉法人に新たな役割が求められています。

今後、岡山県においても、社会福祉法人（福祉施設）や社会福祉協議会が分野や立場を超えてつながり、「オール岡山」で地域公益活動を展開することで、制度の狭間の問題にきめ細かく対応し、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域社会」の実現に向けて取り組んでいかなければならないと考えています。

こうした現在の問題状況に対する考えから、この度、県域全体での取組展開を図っていくための推進組織である「岡山県地域公益活動推進センター」を設立することとします。各社会福祉法人並びに各市町村域による主体的な取組の輪を広げるとともに、地域に対してその取組を積極的に発信していくため、以下の5つの柱を軸に、各種事業を行ってまいります。

- I. 県域ネットワークづくり（気運づくり）
- II. 制度の狭間の取組モデルの開発（モデルづくり）
- III. 市町村域の社会福祉法人ネットワークづくり（市町村域ネットづくり）
- IV. 人材育成・理解促進事業（ひとづくり）
- V. 情報発信・普及啓発・ソーシャルアクション（見える化）

最後に、昨年、民生委員制度が創設100周年を迎えました。「福祉県 岡山」のこの地において、今一度、わたしたち社会福祉法人関係者は、福祉諸制度が存在しなかった時代に私財を投じて慈善救済に取り組んだ先人・先達の偉業に思いを寄せ、その志しや理念を、このたびのオール岡山での取組を契機に、さらに未来へつないでまいりたいと考えております。

上記趣旨に是非ともご理解を賜り、多くの方々のご賛同ご参画をお願い申し上げます。

平成30年 1月25日

〔発起人〕

岡山県社会福祉法人経営者協議会 会長 財 前 民 男
(岡山県地域公益活動推進センター設立発起人 代表者)

岡山県老人福祉施設協議会 会長 小 泉 立 志

岡山県障害福祉施設等協議会 会長 水 舟 稔

岡山県保育協議会 会長 服 部 剛 司

岡山県児童養護施設等協議会 会長 松 田 浩一郎

岡山県保護施設協議会 会長 岸 本 信 義

岡山県社会福祉協議会 会長 山 岡 治 喜

岡山県内市町村社会福祉協議会

岡山県地域公益活動推進研究会 座長 小 坂 田 稔
(美作大学 生活科学部 社会福祉学科 教授)

岡山県民生委員児童委員協議会 会長 高 山 科 子

岡山県共同募金会 会長 藤 本 道 生

岡山県地域公益活動推進センター設置規約〈案〉

(名 称)

第1条 この会は、岡山県地域公益活動推進センター（以下「本センター」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本センターの事務局は、岡山県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 本センターは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を、県内の全ての社会福祉法人が実践していくための推進母体として設立する。

(事 業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 制度の狭間の課題解決に向けた研究開発と実践に関すること
- (2) 市町村域のネットワークづくりに関すること
- (3) 行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働に関すること
- (4) 地域公益活動に取り組む人材の育成に関すること
- (5) 地域公益活動の普及啓発、情報発信及び行政への政策提言に関すること
- (6) その他、本センターの目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第5条 本センターの会員は、基礎団体会員と協力会員とする。

2 会員は、本センターの趣旨に賛同し入会申込みをしたもので、運営委員会で承認されたものとする。

第6条 基礎団体会員は、下記の各社会福祉施設種別協議会及び県・市町村社会福祉協議会を基礎に構成し、社会福祉施設種別協議会の会員又は県・市町村社会福祉協議会の中で、本センター会費を拠出したものを会員とする。

- (1) 岡山県社会福祉法人経営者協議会
- (2) 岡山県老人福祉施設協議会
- (3) 岡山県障害福祉施設等協議会
(県知的障害者福祉協会、県精神障害者社会福祉事業者協議会を含む。)
- (4) 岡山県保育協議会
- (5) 岡山県児童養護施設等協議会
- (6) 岡山県保護施設協議会
- (7) 岡山県社会福祉協議会
- (8) 岡山県内市町村社会福祉協議会

第7条 協力会員は、前条に掲げる社会福祉施設種別協議会に加入していない県内の社会福祉施設又は団体・個人で、本センターの趣旨に賛同し、本センター活動を賛助しようとするものとする。

(会 費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 一旦納入された会費は、過誤納による場合のほか、返還しないものとする。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、会員退会届を本センター運営委員会会長に提出するものとする。

2 会員が次の各号に該当する場合は、退会したものとする。

(1) 退会の申出があったとき

(2) 解散又は死亡したとき

(3) 長期にわたり会費を滞納し、又は納入の意志がないとき

(運営委員)

第10条 運営委員は、社会福祉施設種別協議会、県及び市町村社会福祉協議会の代表者、県民生委員・児童委員協議会及び県共同募金会の代表者、福祉関係団体、学識経験者及び第13条に規定する地域公益推進会議の代表者等とする。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員によって就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 福祉関係団体については、運営委員会で承認されたものとする。

(役 員)

第11条 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名、副会長 3名

(2) 地域公益推進会議代表委員 2名

(3) 監事 2名

2 会長、副会長、地域公益推進会議代表委員及び監事は、運営委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、本センターの業務を総括し、本センターを代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 運営委員会は、事業計画及び予算、事業報告及び決算に関する事項の決定を行う。

3 事業推進について助言を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(地域公益推進会議等)

第13条 本センターの目的を達成するために必要な調査、研究及び実践活動を行うため地域公益推進会議を置く。また、必要に応じて課題ごとの部会を置くことができる。

2 部会の構成、任務等は地域公益推進会議で定め、運営委員会で承認する。

(会 計)

第14条 本センターの経費は、会費その他の収入をもってあてる。

2 本センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、本センターの運営に必要な事項については、運営委員会において協議して定める。

付 則

1. この規約は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。
2. 本センターの設立当初の運営委員の任期は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

岡山県における社会福祉法人による
地域公益的取組のあり方について
－岡山県地域公益活動推進センターの設立に向けて－

報 告 書

平成30年3月

発行：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
岡山県地域公益活動推進研究会

岡山県における社会福祉法人による
地域公益的取組のあり方について

－岡山県地域公益活動推進センターの設立に向けて－

報告書

平成30年3月

発行：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

岡山県地域公益活動推進研究会